

平成19年第2回名寄市議会定例会会議録
開議 平成19年6月14日(木曜日) 午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

24番 宗 片 浩 子 議員
25番 中 野 秀 敏 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

1. 欠席議員(0名)

1. 事務局出席職員

事務局 長 佐 藤 健 一
書 記 間 所 勝
書 記 松 井 幸 子
書 記 久 保 敏
書 記 熊 谷 あけみ

1. 出席議員(26名)

議 長 26番 小 野 寺 一 知 議員
副議長 19番 熊 谷 吉 正 議員
1番 佐 藤 靖 議員
2番 植 松 正 一 議員
3番 竹 中 憲 之 議員
4番 川 村 幸 栄 議員
5番 大 石 健 二 議員
6番 佐々木 寿 議員
7番 持 田 健 議員
8番 岩 木 正 文 議員
9番 駒 津 喜 一 議員
10番 佐 藤 勝 議員
11番 日 根 野 正 敏 議員
12番 木 戸 口 真 議員
13番 高 見 勉 議員
14番 渡 辺 正 尚 議員
15番 高 橋 伸 典 議員
16番 山 口 祐 司 議員
17番 田 中 好 望 議員
18番 黒 井 徹 議員
20番 川 村 正 彦 議員
21番 谷 内 司 議員
22番 田 中 之 繁 議員
23番 東 千 春 議員

1. 説明員

市 長 島 多慶志 君
副 市 長 今 尚 文 君
副 市 長 小 室 勝 治 君
総 務 部 長 中 尾 裕 二 君
(選管事務局長)
生活福祉部長 佐々木 雅 之 君
経 済 部 長 手 間 本 剛 君
建設水道部長 野 間 井 照 之 君
福祉事務所長 中 西 薫 君
上下水道室長 和 田 博 君
教 育 長 藤 原 忠 君
教 育 部 長 山 内 豊 君
市立総合病院院長 内 海 博 司 君
事 務 部 長
会 計 室 長 成 田 勇 一 君
監 査 委 員 森 山 良 悦 君

○副議長（熊谷吉正議員） 昨日に引き続き本日の会議を開きます。

○副議長（熊谷吉正議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

4番 川村幸栄 議員

22番 田中之繁 議員

を指名いたします。

○副議長（熊谷吉正議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

公平公正とはについて外3件を、佐藤靖議員。

○1番（佐藤 靖議員） おはようございます。議長の御指名をいただきましたので、通告順に従い、順次質問をさせていただきます。

まず、1点目は、市政における公平公正性についてであります。言うまでもなく地方公共団体は、常に住民の福祉向上を目指し、決して一党一派に偏することではなく、住民の立場で市政を運営することが命題となっていることは島市長を初め理事者の皆さんも十二分に御認識されていることと思います。名寄市にあっては、広報なよろ、ホームページ、地元報道機関などを通し、常に公平公正な立場で市民の皆さんに情報を公開するとともに、さまざまな課題についても理解や周知を図っていることと認識をするものです。しかし、ことしに入りこの原理原則が揺らいでいるのではないかと懸念される事象が続いているような気がしてなりません。特に地域町内会の協力を得て全戸配布される広報なよろが時として本来の役割を逸脱しているのではないかと感じます。今、市議会の場において特別委員会を設置して総合的に審査が進められている大型店名寄進出問題にかかわって、ことし2月には出店を疑問視するチラシの折り込みが行われようとなりました。これは、理事者の懸

念な判断で新聞折り込みに変わりましたが、4月には都市計画審議会の決定がされていないにもかかわらず、都市計画用途地域に特別用途地区を指定、市民の皆さんの御理解をとという号外が配布されるなど、公平公正性を失っていると受けとめられても仕方がない行為がありました。

そこで、改めてお伺いします。広報なよろの役割についての御認識をお聞かせいただきたい。また、4月の号外を発行するに至った市内の議論経過もお知らせをいただきたいと思っております。さらに、今回の号外は大型店進出の是非が大きな争点であった北海道議会議員選挙運動中の出来事であり、選挙の公平性、公正性からいって名寄市選挙管理委員会ではどのような認識をお持ちなのか見解をお伺いします。

次に、市立総合病院の将来についてであります。今回の行政報告の中で市長は、病院事業について決算を明らかにしました。それによりますと、取り扱い患者数は入院で11万9,120人、外来で25万3,222人となり、入院で3,507人の減少となったものの、外来では1,135人の増加となりました。これに伴う収支では、収益64億7,989万円、対する費用は67億4,575万円で、差し引き2億6,586万円の純損失を計上しています。単純に前年度に比較しますと、入院収益で7,410万8,000円、外来収益でも9,036万5,000円、合計1億6,447万3,000円の増収となりました。しかし、費用の増加は6,745万7,000円にとどまっています。市長は、病院運営を取り巻く環境は年々厳しさを増し、今後も診療体制の充実に努めるとともに、収益の確保と費用の抑制を図り、病院事業の健全化に努力してまいりますと報告されておりますので、この際以下についてお伺いします。

具体的な累積赤字額、今後の診療体制の充実、収益の確保と費用抑制策、病院事業健全化の見通し、抜本的な赤字解消策について、院内の検討経過を含めてお知らせいただきたいと思っております。

次に、分庁方式についてお伺いします。風連町と名寄市の合併に当たり設置された合併協議会の基本項目検討小委員会で平成16年5月12日の第2回委員会から7月15日の第5回委員会まで事務所の位置について熱心に御議論をいただき、最終的に現在の名寄庁舎、風連庁舎という分庁方式が全国の合併自治体でも珍しい形で進められています。旧両市町の施設を有効活用するとともに、市民に不便を来さない手法を検討され、採用されたこの分庁方式ですが、合併から1年を経過して改めてこの方式のメリット、デメリットについてお伺いします。また、合併協定書では事務所の位置について将来の新市の事務所の位置は、地理的状况などを踏まえて新市において改めて協議するとしておりますが、今後の考え方についてもお知らせいただきたいと思います。

旧両市町民への不便をとという面では、電話の取り次ぎがあるのではないのでしょうか。例えば市民が交換を通して風連庁舎に電話をし、相手が不在であったり、電話中でつながらず、交換が状況を市民にお知らせし、再度市民がほかの風連庁舎部署につなぐことを要請した場合、一回電話を切らなければならない。つまり交換を通して風連庁舎への電話は、交換に戻った際は1回通話のみという実態があります。経済部や建設水道部などが常駐している現体制下にあっては、改善が必要と思いますが、見解をお伺いします。

最後に、消費者保護についてお伺いします。市消費者センターの平成18年度取り扱いは、相談総件数が前年度を42件下回ったとはいえ350件と多岐にわたっています。架空、不当請求の相談は減少傾向ではありますが、やみ金融、サラ金、カードローンなどの返済に関する相談が増加しており、同センターでもここ数年物から目に見えないものの契約に関する相談がふえていると危惧しています。近年は、アポイントメントセールス、催眠商法、マルチ商法など15種類の悪徳商法が世の中にはびこり、近隣の下川町でも高齢者が多

額の布団を買わされるという事件がありました。まさに消費者被害は対岸の火事的なものではなく、名寄市民が被害に遭うことも危惧される時代となっています。このため道内市町村では、近年行政、消費者団体、警察、教育委員会、町内会連合会、老人クラブ連合会、商工会議所などの各機関が加わった消費者被害防止ネットワークが立ち上がっており、その数も27組織となり、地域ぐるみで悪質業者、悪質商法から住民を守る取り組みが展開されています。名寄市にあってもぜひ組織化に動くべきと考えますが、見解をお伺いします。

さきの行政報告の中で、ごみの減量化と3R運動の推進のためノーレジ袋、マイバッグ持参運動の推進についてモデル町内会の指定や事業者などに対してモニター調査などの取り組みを打ち出しておりましたが、具体的にどのように取り組まれるのかもこの際お知らせをいただきたいと思います。また、現在は危険ごみ、ペットボトルなどについては中が見えればレジ袋を活用できることとなっていますが、同運動との整合性の意味で今後の考え方をお伺いし、この場からの質問とさせていただきます。

○副議長（熊谷吉正議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） おはようございます。ただいま佐藤議員から4点にわたって御質問をいただきました。1点目と3点目は私から、2点目は病院事務部長、4点目は生活福祉部長から答弁をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、公平公正とはということで、広報なよろにかかわってお尋ねをいただきました。新名寄市総合計画の基本理念として、協働が掲げられております。今後市民との協働、市民参画を進めていく上で、行政情報の提供は欠かすことのできないものであります。広報なよろは、町内会、行政区の協力をいただいて全戸配布しておりますが、掲載する主な事項は条例等の市民への周知、協力を仰ぐこと、市民の動向、行政施策及び行事の周

知にかかわること、市政にかかわる他官庁、公益団体との連携にかかわること、その他公共、公益にかなうことなどとしております。市民との情報共有化に果たす広報なよりの役割は、市民や地域が主体となったまちづくりを推進するための行政情報提供の柱となるものと位置づけをしております。

次に、広報なよろ4月号の号外についてもお尋ねをいただきました。広報なよろ4月号の号外では、徳田地区に特別用途地区を設定する予定に至った経過と今後の予定について市民の皆さんへ周知をさせていただきましたが、御指摘のありました見出しなどの表現手法につきましては一部誤解を与えることもあったかと考えております。今後は、この点について十分注意をしながら、広報の編集に努めてまいりたいと考えております。また、ホームページの掲載がおくれたことにつきましては、率直におわび申し上げます。スピード感のある情報提供のために、当初3月号の広報なよろで市民への情報提供を図る予定でしたが、庁内での調整や内容の精査、広報編集上の都合などで4月号の号外となったものであります。

また、この件に関する選挙管理委員会の認識についてもお尋ねをいただきました。広報記載の文言につきましては、4月3日に選挙事務所責任者の方から照会がありましたので、5日開催の第7回選挙管理委員会で議案第5号として協議をいたしました。照会の内容がこの号外配布が選挙妨害に当たるのではないかというものでありますので、公職選挙法第225条、選挙の自由妨害罪並びに226条、職権乱用による選挙の自由妨害罪に抵触するかどうかについて審議をいただきました。第225条第3項の利害関係利用威迫罪については、候補者と発行者である名寄市との間に利害関係は存在せず、該当しないという結論であります。第226条の職権乱用による選挙の自由妨害罪につきましては、職権乱用による選挙干渉罪が成立する要件として選挙の自由を妨害する故意

があること、職権の乱用という行為があること、職権の乱用により選挙の自由を妨害したという因果関係が認められることなどが挙げられております。選挙管理委員会として名寄市に対しこれらの点を確認いたしました。その上で一つは都市計画用途地域に特別用途地区を設定する問題については、従来からの行政課題であり、市民説明会や公聴会の経過を踏まえて発行されたものであり、行政の継続の中で発行されたということで、選挙の自由を妨害する故意があるとは認められず、また選挙に向けて意図的に発行されたものとは認められないと。二つには、広報紙の発行は市の重要な通常業務であり、職権乱用には当たらない。また、その内容についてもこれまでの動きや4月17日までに市民の意見を広く求める内容が掲載されており、職権を乱用したものとは考えにくい。以上により職権の乱用により選挙の自由を妨害したという因果関係は成立しないと、こうした判断により、照会のあった事項については公職選挙法に抵触しないと判断したものであります。以上、選挙管理委員会の見解について報告をさせていただきました。

次に、3点目の分庁方式についてお答えをさせていただきます。分庁方式は、平成18年3月31日までの旧法で合併した道内21市町村のうち、採用しているのが名寄市と安平町の2市町と少ないわけですが、全国的に見ますとかなりの数で分庁方式を採用している合併市町村がございます。これは、多分に庁舎間の距離等が影響しているものと思われま。御質問のメリット、デメリットにつきましては、一般的にメリットとして既存施設を利用するため、庁舎建設の必要がなく、改修費程度で済むことや既存施設の有効活用が挙げられ、デメリットとしては住民への周知が必要であること、あるいは管理上の非効率化等が言われております。議員からもありましたように、この問題につきましては合併協議会の基本項目検討小委員会で5回にわたって協議され、これらメリット、

デメリットも議論された上でのものと理解をしております。その結果が合併協定書の協定項目14、事務機構及び組織の取り扱い、第3項、新市の機構は地域特殊性を考慮し、主な部を風連庁舎に2部、名寄庁舎に3部配置するとなっているものと認識をしております。したがって、合併後1年を経過した現在であってもメリット、デメリットについての具体的な検討は行っておりませんが、当初の議論で懸念をされていた庁舎間の移動など、主に距離に関する問題は情報通信網の整備により解消されてきていると判断をしておりますし、今後とも合併協定書に基づき住民サービスの低下を来さないよう新市における事務組織、機構の整備方針に沿った組織機構のあり方について検討してまいりたいと考えております。

次に、将来の事務所の位置についての考えについてもお尋ねをいただきました。合併協定項目4、事務所の位置、第3項に関しての考え方についてであります。このことは将来のさらなる合併や建てかえを意識しての項目でありまして、背景としてもしそうなときには十分な敷地の確保や、あるいは高速道路、交通の便などを考慮して決定すべきであるとしたものでございまして、現状では新庁舎建設は総合計画の中にも掲載されておられませんし、また財政的にもその状況にはないと判断をしております。

次に、電話の取り次ぎについてもお尋ねをいただきました。風連庁舎への電話の件につきましては、議員御指摘のとおり通話中であった場合はその後風連庁舎への転送ができない状況にあります。このことは、電話交換機の構造上の問題で、合併の際に現有する交換機を最大限有効活用することで容量の大きな旧名寄市が所有していた交換機を使用しておりますが、この機種でのハードウェア上の改善はできません。対策として、風連庁舎での内線電話を数台単位でグループ化し、指定の電話が通話中のときはグループ内の電話に順次転送するようになっております。ただ、この方式もグ

ープ内のすべての電話が通話中のときは交換に戻ってまいります。通常期は、この方法により通話中で市民の方に一たんお切りいただくことは少ないわけですが、時期的、業務的に集中する場合は、御質問にあったような現象が起きてまいります。交換手が市役所の方からかけ直すよう連絡先を聞き取ることで対処しておりますが、電話をとりさえすれば名寄庁舎も含めて他部署への転送ができますので、今後このグループ化の台数をふやし、通話中の状態をできるだけつくりたいよう改善をしていきたいと考えております。また、職員に対しては市役所の方からかけ直すために連絡先を聞き取ることなど徹底し、市民の皆さんに御不便をかけないよう努めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○副議長（熊谷吉正議員） 内海病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（内海博司君） 私からは、大きな項目で第2点目、市立総合病院の将来について、経営健全化に関しまして5項目にわたり御質問をいただいております。順次お答えをさせていただきますと思います。

1点目の累積赤字額についてでございますが、病院事業につきましては他の地方公営企業と同様に常に企業の経済性を発揮しながら、本来の目的である公共性の確保に向けて事業を展開してきたところです。しかしながら、既に御承知のとおり国の医療費抑制策や医師不足の問題など、病院事業を取り巻く環境はこれまでになく厳しくなっています。当院においては、不良債務は発生しておりませんが、平成16年度に循環器内科医師が5名体制からゼロになったことから、単年度で4億71万円の純損失を計上していますし、翌平成17年度にも精神科固定医師が3名から1名に減員となったことで3億8,994万4,000円の純損失、また平成18年度は赤字幅は多少圧縮されましたが、2億6,585万9,000円の純損失が発生して、これまでの累積欠損金は18億3,960

万8,000円となったところでございます。

2点目の今後の診療体制の充実につきましては、今年度4月からの診療体制につきましてはさきの行政報告でもお知らせをしたところですが、診療科19科に固定医46名と研修医10名の合計56名を配置、ほかに53名の医療技術スタッフと258名の看護スタッフによりまして、地域住民の健康増進に努めているところであります。診療体制の充実につきましては、現在3名おります循環器内科医を平成15年度当時のように呼吸器医を含めた5名体制に増員すること及び現状病棟を統合して固定医1名と長期出張医1名の体制で診療を行っている精神科につきましては、従前のように第1及び第2病棟それぞれで入院患者を診療できるための複数医師を確保することが患者及び家族または同病院の運営にとってもベターであると考えております。地方における医師の確保は難しいのが実情であります。今後もさまざまな機会をとらえて医師確保の努力を続けてまいりますので、御理解をくださるようお願いいたします。

3点目の収益の確保と費用抑制策についてお尋ねがございました。収益の確保につきましては、医業収益の大部分は診療報酬によるところが大きく、従来は2年ごとに行われる診療報酬改定に期待が寄せられていたところであり。しかし、平成14年度から18年度にかけてはマイナス改定とゼロ改定が行われるなど、国の医療費抑制策は診療報酬改定にも反映されるようになり、改定には期待が持てず、むしろ不安を抱かざるを得ない状況になってございます。平成18年度の決算概要では、精神科の入院外来患者数が減少したにもかかわらず、医療収益は一般科における入院外来の患者数の増加に伴い、1億6,447万3,000円の増収となったところであります。今後も診療の質を高めるとともに、高い病床利用率の維持に努めて収益の確保を図ってまいります。

費用抑制策につきましては、平成18年度の決算概要では医業費用は63億2,071万2,000

円で、前年度に比較しますと6,678万1,000円増加しております。医業収益の増加に伴う診療材料費等の増加が主な要因と分析しております。しかし、収益の確保とあわせて費用の抑制が事業運営の課題となっておりますので、ジェネリック薬品の採用による薬品費の抑制、手術機材のキット化により診療材料費の抑制に努めてまいります。あわせて診療科別の原価管理システムを構築して収支の分析にも努めてまいりたいと考えております。

4点目の事業健全化の見通しについてでございます。診療報酬のマイナス改定とゼロ改定がここ数回繰り返され、さらに国が平成16年度に新人医師に2年間の臨床研修を必修化したことで、医師不足に拍車がかかり、地方の医療機関の事業運営や診療機能が大幅に低下しています。当院でもその影響を受けて5名の循環器内科医が平成16年度にはゼロになり、翌平成17年度には3名の精神科医師が1名に減るなどして診療及び収益にも大きな打撃を受け、平成16年度以降は3年連続しての単年度純損失となったところであります。本年4月からは、循環器内科医師1名と小児科医師3名が充足され、一般科では前年度以上の収益が期待されますが、精神科病棟がもとの診療体制に戻ることが病院事業の健全化につながるものと考えるところでございます。

最後の5点目の抜本的な赤字解消策についてでございます。読売新聞北海道支社の市町村アンケートでは、病院を抱える自治体の7割以上が病院事業会計において赤字という深刻な状況になっております。この主な要因は、国の医療費抑制策による診療報酬のゼロあるいはマイナス改定と新たな医師の臨床研修制度が医師不足に拍車をかけたことによるものと考えられています。今後高齢化が進展する中で、住民が安心していつでも的確な医療を受けられるために国が地域医療に対して積極的な財政支援と医師確保などの施策を展開することが病院事業の安定化につながるものと考えてい

ます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○副議長（熊谷吉正議員） 少し温度が上がってきましたので、上着の方は自由にさせていただいて結構だと思います。

佐々木生活福祉部長。

○生活福祉部長（佐々木雅之君） それでは、私の方から大きな項目4、消費者保護等についてお答えします。

最近の消費者を取り巻く環境は、複雑化、多様化し、手口も巧妙でトラブルも後を絶たない状況にあります。名寄市における平成18年度の消費者相談件数は、350件と前年より減少はしているものの相談内容はさまざま、消費者センターで適切に対応しているところです。今後も悪徳業者による手口はさらに巧妙になり、被害金額も多額になるものと推測され、被害者をいかに未然に防止するかについて消費者被害防止ネットワークの組織化については必要性を認識しております。名寄市では、市と市民が協力して安全で住みよい地域社会の実現に寄与するため、生活安全条例を制定しておりまして、5月には生活安全推進協議会を立ち上げ、情報交換等を進めてまいりました。推進協議会は、警察、消費者協会、社会福祉協議会、老人クラブ連合会など各種団体で構成されておりますので、新たな組織を立ち上げないで悪徳商法、催眠商法等にかかわる情報交換の場としてもこの推進協議会を活用してまいりたいと考えております。ただ、協議会には商工会議所、商工会が加わっておりませんので、組織的な課題につきましては内部協議に若干のお時間をいただきたいと考えております。よろしく御理解をいただきたいと思っております。

続きまして、ノーレジ袋、マイバッグ運動の推進につきまして答弁させていただきます。私が今これ持っているのがマイバッグです。あけるとこんな形になります。これを消費者協会と一緒にやってマイバッグ運動を推進しようということで今

やっております。昨年改正されました容器包装リサイクル法では、容器包装を多量に使用する事業者は削減目標を国に報告することが義務づけられました。スーパーやコンビニで買い物をすれば当たり前のようにもらうレジ袋、無料のレジ袋は消費者に深く浸透したサービスであります。日本ポリオレフィンフィルム工業組合によりますと、日本国内のレジ袋の年間使用料は約300億枚となっております。毎日もらうとすぐにたまり、まとめて捨ててしまう。レジ袋の原料は石油で、限られた資源でもあります。平成18年度からレジ袋使用抑制に向け、名寄消費者協会とともにマイバッグ運動に取り組んできました。レジ袋削減には、最も効果のある有効な手段と考えています。一人一人の消費者がマイバッグを使用することにより、ごみはつぐらなない、買わない、もらわないの実践と不必要なレジ袋は断ることにより、ごみの減量化及び資源の保護につながるものと考えております。現在マイバッグの仕様について5月の中旬以降庁舎内の職員、職員には臨時職員、嘱託職員も含めております、それから市から委嘱をしております保健推進委員等に2週間のモニター調査を実施しております。その結果を分析をしながら、今後町内会、各種団体等にマイバッグ運動を拡大し、削減効果と継続使用について調査もし、マイバッグの普及に伴うごみの減量化に取り組んでまいりたいと考えております。マイバッグには、市のモニター用としまして500枚から700枚程度モニター調査の方に活用したいというふうに考えています。レジ袋は、消費者にとってもったいないの象徴でもあります。賢い消費者を育てるには、民間の力によるところが大きく、消費者協会との連携、啓発強化にも期待をしているところであります。

なお、先ほどの法施行を受けまして、レジ袋を提供する事業者につきましては抑制対策についての調査を今後実施したいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

危険ごみ、ペットボトルなどにレジ袋を活用していることにつきましては、平成15年度より家庭ごみを有料化し、指定ごみ袋がない資源ごみ等を出す場合、透明、半透明の袋で中身の確認ができる袋であればよいとしまして、家庭で不要になったレジ袋の有効活用策としてレジ袋使用を認めております。レジ袋を抑制する考え方の基本は、佐藤議員と同じであります。いかに事業者から排出されるレジ袋を抑制できるかであります。抑制する最良の方法は、レジ袋が有料化されて消費者がマイバッグを持参することであると考えています。東京都地域消費者団体連絡会の調べによりますと、レジ袋が無料の場合のレジ袋辞退率は約15%だそうです。レジ袋を有料化にしましたところ、辞退率は87%に上がったそうです。ただ、問題なのは、有料化を導入しても消費者がなれてしまうとマイバッグの持参率が伸びなければレジ袋の大幅な削減にはつながらないということも指摘されております。しかし、レジ袋有料化につきましては、すべての業者が一斉に取り組むならと二の足を踏んでいる業者もいることも事実であります。消費者側もただでもらって当たり前といった意識があり、環境に負荷を与えず限りある石油資源を大切にす意識の醸成が重要と考えています。レジ袋の使用を禁止している状況につきまして、全道各市に調査をいたしましたところ、禁止している市は土別市を含めて4市、分別かご等の容器回収をしておりますしてレジ袋を使用しなくてもいい市が10市、残りは資源ごみ袋として認めております。レジ袋のごみ袋使用を禁止しますと、新たなごみ袋が必要になります。資源の節約にはならず、もったいないという市民感情とぶつかることにもなります。市民には、ごみの分別排出に特段の御協力をいただいております、いましばらくは消費者協会との共同によるマイバッグ運動の推進とごみの減量化対策として市民意識の醸成に努めてまいりたいと考えております。

以上、私の答弁とさせていただきます。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐藤議員。

○1番（佐藤 靖議員） それでは、それぞれ御答弁をいただきましたので、再質問をしていきたいと思っておりますけれども、ちょっと順序が逆になるのはお許しをいただきたいと思っております。

まず、消費者保護の関係でありますけれども、今佐々木部長から御答弁をいただきました。それぞれマイバッグ運動や何かを含めてはそのとおりに進めていっていただきたいと思っておりますけれども、やはり消費者保護というのは非常に大切なことで、これも最近の例でありますけれども、一つは先月ですか、名寄市健康セミナーというのが開催されて、その後援に名寄市教育委員会が載っていたということで、名寄市健康セミナーという表記で案内されたものですから、行ってみると実は最後は違うものを売るような、これが効果があるよという、そういうセミナーであったということがありましたし、今5丁目ですか、空き店舗を利用してサプリセンターでしたか、そういう名称で店開きをされております。いずれにいたしましても、今こういう業者の皆さんというのは非常に利口になられたというか、昔は集めるのにチラシを入れて不特定にぼっと集めてやって、そこからどンドン、どンドン落としていくという形をとったのですけれども、今はそこに来ている人たちにピンポイントで案内を出して集めて物を売るという意味からすれば、いろんなネットを張っておかないとなかなかそれは防止できないということになってきているような気がしますので、ぜひ佐々木部長の方でおっしゃったように生活安全推進協議会を少し工夫されて進められることをお願いをしておきます。この推進委員会の会議の後、警察署長と少しお話をしたのですけれども、署長も非常に警戒をしているという、そういうことがあれば一緒にやりたいという話もしておりましたので、ぜひそこはお願いしたいと。

もう一つ、以前一般質問させていただいたのですけれども、こういう事例、あるいは市の行事や

何かをPRする意味でごみ収集車を活用できないかと。テープ流したり、スピーカーでやれないかという提言をさせていただきましたけれども、その検討はどうなったか答弁をいただきたいと思えます。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐々木生活福祉部長。

○生活福祉部長（佐々木雅之君） 市の方で行っております広報活動につきましては、現在のところ、名寄地区では今までやっておりません。ことしの5月30日に私が耳にしたのですが、風連地区におきましては市の広報車を使ってドライバーは市の職員、ウグイス嬢というか、マイクを持たれる方は消費者協会の方ということで協力をしまして、5月30日が消費者の日ということもありましてPR活動をやっております。今後につきましては、関係団体との連絡をとりながら、月2回程程度の市広報車による広報活動を来月7月から実施してまいりたいと思っております。テープでやる方法、生の声でやる方法といろいろあるものですから、関係団体との協議も進めてまいりたいと思っております。

議員から提案になりました清掃車による広報につきましては、市から業者に貸与している車両に現在のところ1台しか設備がないこと、それから過去にごみ収集に関して苦情等の地域事情があること、それから広報に適した走行が清掃車の場合必ずしも期待できないことを考慮しまして、回数については十分とは理解しておりませんが、市広報車を使って対応したいと思っております。さらに、Airてっし等の活用をしましてPRにも努めてまいりたいと思っております。

一方、独居高齢者の方々について、巧妙な手口で悪徳商法の方々が入ってくるということもありますので、市の方では保健師さんが保健センター、地域包括支援センターで訪問相談事業を実施しておりますので、これらの独居の高齢者の方々が悪徳商法の被害者にならないように、例えば消費者センターの電話番号を入れて高額な物品は買わさ

れないようにしましょうねとか、困ったときには、家の改修等で多額な宣伝があったときには注意しましょうねというような簡単な言葉と消費者センターの電話を入れたミニポスターを持参していただいで啓発に努めてまいりたいと思っております。

これは、保健師さんの持っていますフェース・ツアー・フェースで高齢者の方に安心していただいで確実に情報を伝える方法として今後とり進めてまいりたいと思っております。市広報車による広報につきましては、なかなか営業妨害なのかどうかというのも判断もちょっとありまして、難しい部分はあるのですが、重点的にその付近も含めて広報車によるPRをすることによって、一定の抑止効果があったというのをほかの市の例で聞いておりますので、それらについても検討してまいりたいと思っております。究極的には、だまされない賢い消費者を育てる地道な啓蒙運動が大切と考えています。近隣の土別の情報では、土別消費者協会の劇団さくらが昨年12月のチャリティー演芸会に実験商法という演技を披露したという記事を見まして、全道各地の消費者協会の活動報告の中でもさまざまな民間団体ならではの意気込み、知恵、フットワークのよさを発揮された活動をしているやに聞いております。悪徳商法、催眠商法と被害から市民を守るためには、行政だけの力ではおのずと限界がありますので、消費者センターにおける相談指導のほか、消費者協会と連携してより積極的な啓蒙活動に取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐藤議員。

○1番（佐藤 靖議員） 時間の関係もありますので、それぞれ今佐々木部長がおっしゃったように、ぜひ被害があつてからでは遅いので、未然防止を含めて積極的に御検討されることを御要望をしておきたいと思ひます。

また、市立病院の健全化についてでありますけれども、これも何が一番いいのかというのは私も正直わかりません。やはり一つは、事務部長おつ

しゃるように精神科の医師を確保して、前の100人体制に入院体制を戻すというのも一つでしょうし、本当に何をやったら一番健全化になるのかというのは、まだ不良債務の債権の発生は出ていませんけれども、18億円を超える累積赤字があるわけですので、一日も早い改善を国の制度改革もありますけれども、望みたいのと、なかなか市の方に繰出金をとってでももう既に交付税プラス1億円という、これの今の名寄市の財政からいえば限度額に近いような繰り出しをして健全化を目指しているもので、これ以上望むのは酷かと思えますけれども、さらなる検討と、もう一つは地方センター病院、今病院の健全化に対しては、例えば独立行政法人にした方がいいのではないかと、いろいろな議論がありますけれども、私はそれはこの地方ではなじまないと認識しておりますので、できたら地方センター病院という役割を含めて近隣市町村にもやっぱり一定程度の財政支援をお願いするという取り組みができないのかどうかをぜひお答えをいただきたいと思います。これ市長にお願いいたします。

○副議長（熊谷吉正議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 地方センター病院という大きな北海道からの看板をいただいて、そのことが今日的な医師不足の中にあっても一定の医師を確保できていると、このように思っております。問題は、現在の医療制度の中で診療報酬がかける経費に見合っているのかどうかと、こういうことでもあります。御案内のように地方公営企業ですから、議会に諮って収入のもとになる料金決定ができればそのようなかかる経費に見合った収入ということになるわけですが、医療法の中で全国一律の診療報酬と、こういうことありますから、このことが実現できないと。しかも、公立病院であるがゆえに不採算部門も運営の中にどうしても取り込まねばならないと、このような状況があることから、自治体病院の協議会という組織では国に対してしっかりと診療報酬で賄えない部分を国の

財政支援をしてほしいと、こういう要請行動が続いているわけでありまして。お尋ねの近隣の自治体の連携の中でやれないかと、こういうことありますが、今救急の受け付けを多く担っている病院、名寄市立病院、士別市立病院ということになりますけれども、この両病院に対する上川北部圏域の自治体で救急の所要の財源の一部を支援をさせていただけないかと。これは、名寄保健所の皆さんにも御協力をいただいて協議を進めておりますが、残念ながら私どもが掲げる支援策までは協議はなかなか進んでおりません。しかし、緒についたということでは一步前進というふうに考えておりまして、このことを名寄市立総合病院のセンター病院としての運営のしっかりとした基盤強化につなげるようにこれからも取り組んでいきたいと思っております。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐藤議員。

○1番（佐藤 靖議員） ぜひこれからも継続をお願いします。

分庁方式については、これは合併協議会で基本項目小委員会の皆さんも含めて十分議論されたことだと思いますけれども、やはりとにかく市民の方々に迷惑をかけないような取り組み、職員の方が意欲を失わないような取り組みをぜひこれからも日々点検をして、時には大胆な発想も含めて継続をしていただきたいと思えます。

最後に、公平公正についてでありますけれども、まずは1点、広報なよろの号外を出す基準というのをお知らせをいただきたいと思えます。

○副議長（熊谷吉正議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 広報で号外を出す基準というのは特に設けてはおりませんけれども、今回の号外の発行に関しましては、一つには議会の方からこの件に関しての情報の提供が極めて少ないと、こういう御指摘もいただきまして、また市民の皆さんからも今課題となっているものについて、これまでの経過も含めて説明責任を果たすべきだと、こういう御指摘をいただいた上での発

刊ということで御理解をいただければと思います。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐藤議員。

○1番（佐藤 靖議員） そのもので発行された号外の裏面の部分に、特別委員会もやっておりますので、そこになるべく入らないようにしたいと思いますが、大型店舗が郊外に進出することで市街地が郊外に拡散すると。そこで、道路除排雪など膨大な維持コストが発生する。さらには、中心市街地における治安が悪化するという表現があります。それが太字で表現されてありますけれども、この表現の根拠を担当部署、野間井建設水道部長と佐々木生活福祉部長はどういうふうに認識をされておりますか。

○副議長（熊谷吉正議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 道路の除排雪の膨大な維持コストでありますけれども、これは一般的なことで考えていただきたいというふうに思っております。通常用途地域に大型店だとか、住宅地もそうなのですけれども、3,000平米以上の土地を開発するというは開発行為という行為が必要でありまして、例えば宅地を開発行為するときには物を建てることを前提になっていきますから、住宅と道路というのが必要になってきます。こういう大型店の進出に関しても、今回の大型店の部分では両方ともに道路があったから問題はないのですけれども、例えば今のパチンコ屋さんの裏の方に4ヘクタールから6ヘクタールの同じようなものを建てる時には、駐車場を1,000台以上設けるといふふうに考えた場合には、マックスの場合には一本の道路だけでは渋滞を起こすということも含めて、もう一本道路が必要だということも考えられます。そういうことになると、そこで開発行為で道路も一緒に造成をします。そして、将来というか、開発行為の許可がおりた段階で、造成が終わった段階でその道路は公の方が通るといふことも含めて市に寄贈されるということも考えられるということがあります。そうすると、それが市道に認定せざるを得なくなってくる。

それで、そこは除雪が必要になってきます。あるいは、舗装も補修も必要になってきます。そういうことで、ここでは維持費が膨大になる、一般論を掲載しております。

以上であります、私の方からは。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐々木生活福祉部長。

○生活福祉部長（佐々木雅之君） 治安の関係につきまして安心安全会議を所管する部長ではありますがけれども、具体的な治安対策とか、そういうものについてはその記事につきましてコメントする材料を持っておりませんでしたので、まちが郊外の方に大きな商店街が出ていくことによってまちの人が往来するのが減りまして、一般的に治安が悪くなるというふうに、私その程度の理解でしたので、ちょっと十分な答えになっていないかもしれないかもしれませんが、そんな事例です。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐藤議員。

○1番（佐藤 靖議員） いずれにしても、今の2点は論拠が非常に希薄だと。ここに表現で号外で、しかも今野間井部長の方からお話ありましたが、財政事情の厳しさというのは十分市民の皆さんも認知されていて、特に今回の市議会議員選挙でもエフエムなよろのインタビューでは夕張の財政をどう思うという質問が共通であったり、今財政課題という非常に市民も注目している部分にある意味では言及すると。さらには、市民の皆さんの生命や財産にかかわる、そこにかかわってくるような問題も列記しながら、用途地域は指定が必要ですよというアピールをすると。こういうことが公平公正の選挙をつかさどる選管としては正当性があると考えているのか、中尾選管事務局長にお伺いします。

○副議長（熊谷吉正議員） 中尾総務部長兼務選管事務局長。

○総務部長（選管事務局長）（中尾裕二君） 今御指摘のありました部分につきましては、具体的に将来的にどうかという表現ではございませんで、もともと新総合計画の理念に基づいて進めようと

しているコンパクトなまちづくり、あるいは今後適正に進めていかなければならないそれぞれのゾーニングの関係での対応ということで、市の方での対応をしたものと選管としては見ておりまして、通常の広報活動、特にその時点で市民の皆さんにお知らせをすべき項目について掲載があったものと判断しております。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐藤議員。

○1番（佐藤 靖議員） 今回の道議会議員選挙では、壇上でも言わせていただいたとおり既に選管の認識も新人陣営に対しては徳田の大型店進出は争点になっているという表現があって、いろいろな警告や何かを含めて指摘が連日のように寄せられたわけでありましてけれども、そういう意味からいって例えば一つ、この号外の中でも新人候補の方では要所要所で大型店の進出にかかわって消費者の選択肢あるいは市民の利便性の向上というのを訴えてきております。これは、まさに市民説明会で市民の声に裏づけされた主張であったわけでありましてけれども、今回の号外では「地域を育てるのは地域の住民」というタイトルで、市民説明会の意見に対してという表現ではありますけれども、消費者である市民の選択肢と利便性向上を無条件に優先するのではなく、名寄市としてはあくまでも暮らしやすいまちづくりを目指しますという表現も含めて、これも改めて選挙の公平性、公正性からいって中尾選管事務局長はどう思いますか。

議長をお願いします。コールも選管事務局長をお願いします。

○副議長（熊谷吉正議員） 中尾総務部長兼務選管事務局長。

○総務部長（選管事務局長）（中尾裕二君） 議員のお尋ねの部分につきましては、多分に誤解があるのではないかと思いますので、若干説明をさせていただきますけれども、候補の選挙事務所に選挙管理委員会として御依頼を申し上げたのは、決して候補の主張であるとか、そういったことに

問題があるという指摘でございまして、公職選挙法に定められております事務所における看板の数であるとか、あるいは法定で定められております看板の大きさに問題があるということで御指摘をさせていただいたわけでありまして、看板に記載をされている文言がどうであるとか、そういうことではないということではございまして、ぜひ御理解をいただきたいと思っております。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐藤議員。

○1番（佐藤 靖議員） 電話を受け取ったのは私ですから、それは選管事務局長としては認識が違ふと。既に争点になっているという指摘で、私たちはそれとは関係ないですよというものと争点になっているのではないですか、言っているのではないですかという指摘で、そこを外しなさい、これをこうしなさいという指摘が来ていたわけでありましてけれども、既に選管としては争点であるという認識を持っていたのではないですか。だから、こういう号外が出て、しかも選挙の期間中にこういう号外が出ることに對していかがですかというふうに聞いているので、ちょっと私は中尾選管事務局長の認識が違ふと思っておりますけれども。

○副議長（熊谷吉正議員） 中尾総務部長兼務選管事務局長。

○総務部長（選管事務局長）（中尾裕二君） 選管の事務局として御指摘をさせていただいたことは、道議選の争点としてそのことがなっているということではございまして、候補者御自身が選挙活動の中で主張されていることについては、看板の枚数に入りますということでの御指摘をさせていただいただけでありまして、そのことを看板に御主張として、それは当然その候補の選挙公報にしましても、あるいは政党が正式に出しております号外の部分のチラシにつきましても明らかにうたわれているわけですから、そのことは別に違法とかということではございまして、その文言を看板に入れていることが公職選挙法で定められている三つ以内というものに入りますので、五つ

ありますから、いずれか二つをお外しく下さいという要請をさせていただきただけでありまして、争点とか争点でないということではなくて候補者が主張されていることにまさに看板に文言が入っているということ、数的にカウントされますということでのお知らせをさせていただきましたが、決して選管事務局としてそのことが選挙の争点であるとか争点でないということでお知らせをしたわけではないことをぜひ御理解をいただきたいと思えます。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐藤議員。

○1番（佐藤 靖議員） 時間ももうないですので、またの機会というのもあれですけども、したいと思えますが、最後に広報を扱う総務部長としてお伺いします。

これから今のように広報にはいろいろな状況の変化というのが出てくるし、これからの時代を含めて、例えば今、議会の中でも広告を載せた方がいいのではないかという議論もあります。そういう意味では、広報というのはいかにあるべきかと。ある意味では、規定ですとか内規ですとかしっかり明文化された方がいいというふうに思いますが、その点についてお伺いして終わりたいと思えます。

○副議長（熊谷吉正議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 広報の役割につきましては、冒頭のお答えでもお話をさせていただいたとおりでございまして、広報に求められるのはやはり市民のニーズを的確につかんで、さらには正確、的確、迅速に発刊をしていくと、こういうことであろうと思っております。御指摘の向きにつきましては、広報の発刊規則等をつくることも一手法としてございますので、これらにつきましては私どもの今後の研究課題としてお時間をいただければと思えます。

以上でございます。

○副議長（熊谷吉正議員） 以上で佐藤靖議員の質問を終わります。

安全、安心なまちづくり推進について外3件を、佐々木寿議員。

○6番（佐々木 寿議員） ただいま議長から御指名がございましたので、質問の場に立たせていただきます。私は新人でございまして、現在不安でございまして。一番不安なのは、私の言葉が理事者には確実に伝わるかということが一番心配なのでありまして、岩手県に18年、名寄に昭和47年からお世話になっているわけでありまして。岩手県から含めると、約倍の年数をここでお世話になっているわけでありまして。私は、名寄のために、今問題となっております大型店の関連にしても名寄の将来のために自衛隊OBとして責任と誇りを持って事に当たってまいりたいと思えます。

それでは、通告順に従い質問してまいります。初めに、防災力、国民保護法について質問してまいります。近年自然災害や北朝鮮によるミサイル発射、原子力事故あるいはテロ等さまざまな危機事案が発生しております。このようなあらゆる災害に対処する能力、すなわち防災力ではありますが、平成17年4月に総務省の消防庁が作成した統一基準に基づいて全国都道府県が現在の地域の防災力、危機管理能力についてどれくらいの能力があるのかということをご自己評価したわけでありまして。これは、800項目について回答され、被害の軽減や予防策、教育や訓練といった九つの手法ごとに数値化して、100点満点に換算してどのくらい能力があるのだということをご自己評価したわけでありまして、全国では平成18年1月に発表された結果によりまして平均は58.5点で、前回平成15年より情報通信システムのバックアップ対策などの整備が進み、15ポイント改善されたとしております。しかし、洪水被害予測を実施していないところがあるなどリスク把握評価、被害想定に関しては評価が低かったということでありまして。ちなみに、北海道は49.9ポイントで、北海道の市町村別平均点は19.62ポイントということでありまして、そこで名寄市としてもこの地域

の防災力、危機管理能力がどれくらいのものか、自己評価されているのであればその評価点をお知らせください。

次に、このような防災力に関連して重要視されるのは国民保護法であり、すなわち住民の保護であります。平成16年に成立、施行されました国民保護法は、他国からの武力攻撃や大規模テロなどから国民の生命、身体、財産を保護するため、国や地方自治体等の責務、住民の避難に対する措置、そのほか国民保護措置等に関して必要な事項を定めておりますが、特に平成18年4月以降は全国の市町村で国民保護計画の作成を本格的に実施することとなりました。これは、戦後ほとんど無縁であった業務であったわけではありますが、住民の立場で住民を守るという本来の自治体の役割であろうと思います。そこで、名寄市の国民保護計画が作成されていると思いますので、国民保護計画の進捗状況、調査研究、計画実行、検討等についてお知らせください。あわせて今後の取り組みについてお知らせください。

また、阪神大震災で家屋の下敷きになった人々の救出作業を近隣住民が担ったことを踏まえ、住民の初期対応能力を高めるため創設されました防災士ですが、地域リーダーとなる防災士の資格者は現在何名いるのか、今後資格取得についてもお知らせください。

次に、市民の健康づくりについてでお伺いいたします。初めに、食育に関連しての質問をさせていただきます。食育という言葉は、当たり前のように広がっておりますが、意外と広分野にわたって使われていると思われまます。その中で特に将来名寄を背負っていくであります子供たちの食育に関して質問させていただきます。食育の必要性や意義を説かれるとき多く使われる用語として、食の乱れということがあります。直接的には、脂質の過剰摂取や野菜摂取の不足の傾向、朝食の欠食や一人で食べる孤食や家族がいろいろ異なった料理を食べる個食の増加など栄養の偏りや食習慣の乱れ

が教育現場にもクローズアップされるようになりました。学校教育現場では、朝食抜きの児童がふえ、深刻な問題になっていると聞いております。因果関係ははっきりしておりませんが、子供が切れやすく暴力的になるのは食生活の乱れが原因とする説もあります。そこで、朝御飯を食べていない子供たちはクラスでどのぐらいいるのか、実態をお伺いいたします。

また、平成18年4月に国民的な運動として子供に基本的な生活習慣を身につけさせるため、早寝早起き朝ごはん運動が文科省の肝いりで発足いたしました。名寄の実情はどのぐらい普及されているのかお知らせいただきたいと思ひます。また、食事バランスガイドとして1日に何をどれだけ食べたらいいかという目安を、これは厚生労働省と農水省が平成17年6月に策定し、平成22年度までに食事バランスガイド等を参考に食生活を送っている国民の割合を60%にすることが目標だということですが、当面名寄市の学校給食の実態はどのようになっているのかお伺いいたします。

次に、スポーツの振興についてお尋ねいたします。健康は、食だけでは維持されません。やはり適度な運動が必要であります。先般行われましたチャレンジデーは、徳島県三好市に勝利したわけですが、何よりも市民の63.61%、2万14人の参加を得たことがすばらしいことだと思っております。年1回とはいえ、これだけ子供と大人が一体となって喜び、悔し涙を流し、スポーツに没頭した日はないと思われまます。生活習慣病を予防するために毎日1万歩歩くとか、週1回35分のジョギングを行うなど、個人的に健康管理をしている人もあろうかと思われまます。やはりスポーツをやりやすい環境を創出することが大切なことだと思ひます。そこで、過去名寄市も市民運動会が行われたと伺っております。冬季、夏季市民運動会の復活に関してのお考えをお知らせください。また、市内で開催される各種スポーツの

大会は、市民のスポーツの助長策となるわけであり、大いに今後すべきだと考えますが、今年度のスポーツの大会は体協が承知している数と広報の考え方についてお伺いいたします。また、経済効果の観点からも各関係、各所に合宿誘致の働きかけのお考えを伺います。

次に、将来の保育、子育て環境についてお伺いいたします。子供を取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育のあり方について、平成17年1月に中教審が答申いたしました。これを受けて平成18年に就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律が施行されたわけであり、いわば保育所と幼稚園の機能を一体化させた認定こども園がスタートをしたわけであり、名寄市は、幼保連携型と伺っておりますし、現在検討推進中であるということですが、保育への企業参入が促進するのではないか、また現行の認可保育所制度を崩壊させて保育の水準を低下させるのではないかと、低所得者層や発達障害児が排除されるのではないかと、あるいは養護の視点が失われ、知育が優先されることによって乳幼児の人格形成が損なわれるのではないかと、このような不安や懸念があるように思われます。そこで、名寄市としての認定こども園に関する現段階での取り組みの指針概要についてお知らせください。

次に、名寄市障害者福祉計画についてお伺いいたします。ノーマライゼーションとリハビリテーションを基本とする名寄市障害者福祉計画ですが、平成19年度が最終年度となるわけであり、現在までの推進実情と改善、問題事項、見直すべき事項についてお知らせください。

次に、障害者自立支援法についてお伺いいたします。障害者が自立した日常生活が送れるよう福祉サービスの充実を目指して昨年4月からスタートいたしました障害者自立支援法ですが、ある地方によっては知的障害者が働く施設などでは新製品の開発などさまざまな取り組みを進めて

いるところもあるやに聞いております。一方で、障害者や施設の負担増によって福祉サービスの利用が減るおそれがあるなど、内容の改善が求められてまいりました。このため障害者や施設の負担軽減などを行う緊急の特別対策が実施されたわけであり、障害者自立支援法の着実な定着を図るため、国は平成20年度までの特別対策として1,200億円、平成18年度の補正は960億円を支援することとなっております。改善策の内容は、三つの柱から成っております。一つ目は利用者の負担のさらなる軽減、二つ目は福祉施設など事業者に対する激変緩和措置、三つ目は新法への移行等のための緊急的な経過措置ですが、名寄市として実情と今後の取り組みについてお知らせください。

以上をもちましてこの場での質問を終了させていただきます。

○副議長（熊谷吉正議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） ただいま佐々木議員から4点にわたって御質問をいただきました。1点目は私から、2点目は教育部長、3点目、4点目は福祉事務所長から答弁をさせていただきますので、よろしくお伺いいたします。

初めに、地域の防災力、危機管理能力の自己評価についてお尋ねをいただきました。御質問にもございましたが、地方公共団体の地域防災力、危機管理能力の充実を図るためには地方公共団体がみずからの防災、危機管理体制の実態を的確に把握することが重要であるとして防災力自己評価が行われております。リスク把握、評価、被害想定、被害軽減、体制整備、情報連絡体制、資機材備蓄の確保、管理、活動計画策定、住民との情報共有、教育訓練あるいは評価見直しの九つの分類により評価をするわけですが、平成18年度分は評価点がまだ示されていないためにお尋ねの評価点は出しておりません。ただ、平成17年度に行いました旧名寄市における評価点は100点満点中7.25点でありましたので、平成18年度の評価点も

17年度結果と同水準ではないかと考えておりません。

次に、名寄市国民保護計画の進捗状況及び今後の取り組みについてもお尋ねをいただきました。国民保護法の規定に基づいて都道府県及び市町村におきましてもそれぞれの国民保護計画の作成が義務づけられ、市町村は平成18年度中の策定が求められたことから、名寄市におきましても国民保護協議会における3回の協議を経まして、18年度末に名寄市国民保護計画を作成いたしました。今後の取り組みにつきましては、計画内容に沿ってできるところから実行していきたいと考えております。今年度は、名寄市国民保護計画の策定趣旨やその主な内容について広く市民に知っていただくことから始めるということで、市の広報紙に特集記事を掲載することにしております。また、武力攻撃事態という想定が難しい事柄でありますので、道内外における取り組みに関する情報を集めて名寄市としての取り組みの参考にしてまいりたいと考えております。

次に、防災士についてもお尋ねがありました。現在名寄市には、防災士の有資格者はいないものと押さえております。災害の事前対策や予防対策の上からも防災士が果たす役割は大きなものがあると思いますので、今後名寄市国民保護協議会における具体的な取り組みについての協議の中で、あるいは名寄市防災会議の中で検討してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○副議長（熊谷吉正議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 私からは、大きな項目の2点目、市民の健康づくりについてお答えをいたします。

初めに、食育についてお答えをいたします。食育につきましては、平成17年に健全な食生活や生活習慣病の予防、食品の安全性など伝統ある食文化の承継等を目的として食育基本法が制定されました。これにより平成18年度から5カ年にわ

たり食育推進運動が盛り込まれ、名寄市においても食育推進計画の策定のための庁内準備会が6月12日に立ち上がりました。また、文部科学省では食育の重要性にかんがみ、早寝早起き朝ごはん運動を推進してきております。名寄市教育委員会におきましては、校長会等で機会をとらえては早寝早起き朝ごはん運動の推進に向けて指導してきており、各学校においては保健だよりや給食だより等を通じて広く保護者に啓蒙してきているところでございます。議員のお尋ねの早寝早起き朝ごはん運動の児童生徒の実態についてですが、名寄市教育研究所が平成18年度に名寄市における児童生徒の家庭生活の実態調査を行いました。それによりますと、7時前に起きる子供は小学生で91%、中学生で75%、就寝時刻は小学生で10時前が50%、11時までが42%、中学生で12時までに就寝が76%となっております。朝食につきましては、必ずとるでは小学生84%、中学生75%、朝食をほとんどとらない子は小学生では1%、中学生では7%となっております。独立行政法人日本スポーツ振興センターの児童生徒の食生活等実態調査結果、平成12年度でありますけれども、子供の朝食欠食の割合は2割弱に上り、増加傾向にあるとされております。このような全国平均と比べますと、名寄市においては全体的に規則正しい食習慣が営まれているものと考えておりますけれども、今後とも食育の重要性を通して児童生徒の健全な生活習慣の育成に向けて努力してまいります。

学校給食は、児童生徒の成長にとって一日の食事の中で重要な役割を担っております。おいしく食べられることはもちろん栄養バランスに配慮した献立内容となっております。名寄市の学校給食センターでは、2名の学校栄養職員が道費職員として配置されておまして、毎日の献立は平成15年5月に文部科学省で示された新しいガイドラインに基づき、児童または生徒1人1回当たりの平均栄養所要量の栄養バランスを考慮し、たん

ばく質が豊富な魚、肉、卵、大豆、カルシウムが豊富な牛乳、乳製品、小魚、ビタミンCや鉄の供給源となる緑黄色野菜、果物、エネルギーとなる米、パン、めん、芋類、油脂類となるマヨネーズ、ドレッシング等の六つの基礎食品がバランスよく摂取できるよう片寄らない食品を組み合わせた献立内容等を実施してございます。日本の食習慣を大切に考え、米飯と魚料理を基本とし、食品の安全性からも積極的に地場産品を活用した学校給食に努めているところでございます。また、児童生徒、保護者用に毎月献立表を配付し、献立表の中で1日のカロリー量と使用した食材の内容、栄養の動き等を計算し、食事の大切さを指導してございます。

次に、スポーツの振興についてお答えをいたします。去る5月30日に行われたチャレンジデー2007では、多くの市民がラジオ体操や綱引きなど各種スポーツに親しみ、参加目標を上回り、対戦相手に勝利することができました。御質問の市民運動会についてですが、昭和33年から40年ころまで校区対抗でだれもが気楽に参加できる市民レクリエーションという名で運動会形式の大会が行われ、多くの市民が楽しんでおりました。しかし、各種スポーツ大会や農民運動会、町内運動会、青年大会などが盛んになると参加者が減少し、運動会は納涼盆踊り大会に形を変えてございます。この市民運動会の復活につきましては、多様化する生活環境の変化の中では復活は難しいのではないかと考えておりますが、スポーツに親む機会には体育協会などと協議しながら推進していきたいというふうに思います。

今年度行われるスポーツ大会でございますが、第62回国民体育大会軟式野球成年北海道大会を初め第8回北海道小学生ABCバドミントン大会、中体連剣道全道大会、全国スポレク祭選手選考グラウンドゴルフ名寄大会などの全道を見据えた大会のほか、毎年行われている夏冬のジャンプ大会、ロードレースや駅伝などの陸上大会、歩くスキー

大会やカーリング大会など体育協会を通じ現在13の大会開催が案内されてきてございます。これらの大会は、観光協会による歓迎チラシや各競技団体が報道関係などを通じPRに努め、交流人口の拡大を図っております。合宿につきましては、例年スキーを中心に合宿が行われておりますが、夏季競技につきましてもサッカー、アメリカンフットボール、バスケットボールなどの利用があり、各宿泊施設や競技施設では選手が十分練習できるよう環境を整え、お迎えしているところでございます。なよろ観光まちづくり協会調べによる平成18年度の合宿につきましては、61件、659人、延べ宿泊数3,250人の利用がありました。経済効果の観点から見ると、数多くのスポーツ大会の開催や合宿客を温かく迎えることによりまして口コミの申し込みがふえてきておりますので、今後も努力していきたいというふうに思っております。

以上、私からの答弁といたします。

○副議長（熊谷吉正議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 私からは、大きな項目3点目、将来の保育、子育て環境についてと4点目の障害者福祉計画についてお答えをさせていただきます。

最初に、認定こども園制度についてお答えを申し上げます。認定こども園に関する現段階での取り組み指針、概要についてでございますが、昨年10月に幼稚園と保育所が連携し、互いの利点を生かし、幼稚園児に長時間保育、保育園児に幼児教育を行う認定こども園制度が施行されたところでございます。新市の総合計画でもこの民間の力を活用した認定こども園制度の促進を掲げ、将来の子育て環境の整備を図ることとしております。また、この制度の推進に当たっては、現在の保育水準を維持しつつ、子供の福祉を最優先して進める考えでおります。現在名寄地区の幼稚園と保育所の状況は、保育所が公営、幼稚園は民営と完全にすみ分けをしている特殊性があり、設置者が異

なること、また幼稚園と保育所の建物の距離が離れていることなどから、認定こども園制度導入への取り組みも難しい面がありますが、双方とも認可された施設であることから、制度の導入に当たっては幼保連携型の認定こども園制度の導入を考えております。具体的な取り組みといたしましては、昨年度から名寄市幼児教育振興会と協議を行った上で、この認定こども園制度に取り組む意向のある幼稚園を御推薦いただき、導入実現に向けた協議を重ねているところでございます。

さらに、市内の保育所の状況といたしましては、認可保育園が名寄地区に公営として4カ所、風連地区に民営のものが1カ所、へき地保育所3カ所、無認可1カ所、企業内保育所3カ所で保育需要に対応しております。きょう現在待機児童はございません。また、現在の認可保育所の入所状況では、公営の定員280人に対しまして在所者253人で、入所率90.4%となっております。民営は定員45人に対し在所者56人で、入所率124.4%となっております。

認定こども園制度の導入によりまして企業の参入を招き、保育所制度崩壊、保育水準の低下、低所得者の排除などの不安や懸念があることについてでございますが、導入を考えております認定こども園制度は、市内の学校法人が経営する認可保育園、認可幼稚園と取り込もうとするものでありまして、互いの特性を生かし、入所園児に長時間保育と幼児教育を行う中で、子供の福祉優先を基本に据え、保護者の要望に対応して保育と幼児教育を兼ね備えた子育て環境の充実を図るものでございます。御質問にありました企業の参入を招き、保育所制度の崩壊による保育水準の低下、低所得者、発達障害児の排除はこの制度上からもないものと考えております。

次に、大きな項目4点目、名寄市障害者福祉計画について、最初に障害者、現在までの計画の進捗状況と実情、問題点について御質問がございました。障害者福祉計画の現状でございますが、こ

の計画は平成10年度に障害者の自立と社会参加の一層の促進を図り、障害者に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため10カ年の計画として策定されました。その後平成16年度に措置から利用者の選択による支援に制度が改正されたことから、この計画を見直し、現在に至っております。障害者福祉計画は、障害者施策を推進するための基本的な計画で、今年度が最終年度となっており、計画されました個々の事業の目標達成状況等につきましては、名寄市保健医療福祉推進協議会で協議の後成文化することになっております。また、現在次期計画の策定に向け基本調査を行って、障害者の方々からの声を直接計画に反映できるよう準備を進めているところでございます。こうしたことから、御質問の改善問題事項、見直しにつきましては基本調査で出された意見を踏まえ、名寄市保健医療福祉推進協議会とその障害者部会に諮り、集約してまいりたいと考えております。

次に、障害者自立支援法の特別対策事業でございますが、従来支援費制度では身体障害者、知的障害者と精神障害者は別々の制度であったことから、平成18年度にサービスの一元化を図るため障害者自立支援法が施行され、新制度を円滑に実施するため、国では障害者や施設の負担を軽減する特別対策事業を平成19年度と平成20年度の2カ年間暫定で実施することになりました。国が示した主な内容といたしましては、一つには利用者負担の限度額を現行の2分の1から4分の1に引き下げ、利用者負担の軽減を図るとともに軽減対象世帯も所得に応じて拡大を図る。二つには、福祉施設など事業者に対する収入激変緩和措置としては報酬を日払い方式に対応することが困難な事業所については、従来月払い方式とし、報酬最低保障額も80%から90%に引き上げるとともに、新体系に移行した場合についても90%を保障し、事業所の安定的な運営を確保する。三つには、低所得の施設入所者にとっては勤労意欲の向上と自立をさらに促進するため、食費や光熱水

費の負担をなくし、工賃全額が手元に残るよう控除額相当分を支給するといったような内容となっております。国の施策により北海道を通じて実施する事業でありますけれども、これからも障害者の方々が地域で安心して暮らせる社会が実現するよう総合的な自立支援に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐々木議員。

○6番（佐々木 寿議員） 御答弁をいただきましたので、再質問と御要望を申し上げてまいりたいと思います。

まず初めに、評価点でございますけれども、かなり私が思っていたより低い評価点でありましたが、いずれにいたしましても災害に対する準備とか対応とか、あるいは復旧とか、災害の軽減をするとか、それについてはもう一度やはり防災体制をしっかりとチェックして、見直していただきたいと、こういうふうに思っております。

それから、国民保護法でございますけれども、できるところから実行していくということでありまして、広報紙に特集記事を掲載するということでありますが、いずれにいたしましても先ほども御答弁がありましたように武力攻撃事態というのは想定がかなり難しいわけでありまして、そのために防衛の専門能力の人材の導入はどうかと。国家公務員の定年は60歳でありますけれども、この名寄の自衛隊は大体54歳から56歳であります。その後年金をもらって、みずからの意思で国家、国民の役に立つ仕事につくのは、いずれにしたって自分自身の決意でございますけれども、三十数年間防衛一筋に生きてきた自衛官がやはり地域の安全、地域というか、国会といいますか、安全保障とか防衛にかかわる国家とか地方自治体の業務は増大してきているわけであります。したがって、防災対応等の防衛の知識を持っている、経験を持っている、そういう人材を雇用の面からも含めて対応について考え方をお聞かせいた

だきたいと思っております。

○副議長（熊谷吉正議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 防災に関する専門知識を持っていらっしゃる方々のそうした人材の活用ということでお尋ねをいただきました。確かに防災につきましては、経験の蓄積あるいは専門知識が必要とされる分野でございますので、お話のあった自衛隊のOBの方も含めまして、そうした方のお力がかかりられればと考えておりますので、今後そうした方々からの御意見等をお聞きする中で、また具体的な取り組みについて検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐々木議員。

○6番（佐々木 寿議員） 今後考えていただけるということでございますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

あと次に、北海道では昨年の11月に佐呂間で竜巻被害、災害があったわけですが、これによって道では部長職の危機管理官を配置するということであります。その危機管理官と危機管理セクションとどういふような連携をとって図っていくのか、その辺をお聞きいたしたいと思っております。

○副議長（熊谷吉正議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 御質問にございました道の危機対策局とは市町村窓口の防災消防課を通じまして業務上の情報交換を行っておりまして、国の防災や国民保護などの関係につきましても道を通じて関連情報を入手している状況でございます。そうした意味におきまして、市の防災担当と道の方の担当ということにつきましては、一定の連携はできていると、こういうふうに考えておりますけれども、危機管理につきましては一自治体の力量をはるかに超えるという事項も多くございますので、これらにつきましては国、道と連携をする中で進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐々木議員。

○6番(佐々木 寿議員) いずれにいたしましても、防衛に関することにつきましては今まではめくらのに従うというのが得策みたいと言われてきておったわけでありすけれども、やはり行政としてもしっかりとした立場で、市民を守るために対応しなければいけないのではないかと思います。そのためにやはり行政とか市民とか、あるいは付近の地域とかのコミュニケーションが十分に必要だと思っています。それで、そういうコミュニケーションを定期的にやるとか、やっぱりこれからのことをしっかりとその辺を踏まえてやっていただきたいと、このように思います。

次に、先ほど御答弁いただきました食育等につきまして、子供たちの朝食というのは大分改善されてきた数字で10%以下ということではありますが、新聞にいつか載っておりました千葉大の小学校5年生の5日間の調査で、やはり朝食は洋食中心に比べて和食の方がとった子が午前の7時前に起きる子が多いと。それから、その和食をとっている子供たちが睡眠もしっかりすると。それから、学校も楽しいという、そういう調査が上がっているわけでありまして、やっぱり食事は健康の基本でありますから、学校給食もしっかりと答弁いただきましたように大事ですが、家庭の中でも、これも大人も含めないとできないことでもありますので、1日3食バランスのとれた食事を奨励していただきたいと、こういうふうに思います。

あと、スポーツの振興ですけれども、名寄にいろいろと誘致するのは待ち受けだけではだめなのでありまして、やはり出張とか行った場合に出向いて広報するような心がけでやっていただきたいなと思っています。

次に、先ほどの認定こども園でございますけれども、今推進中だということでございますので、子育て相談や親子の集いの場を提供できるような、名寄にふさわしい将来の保育、子育て環境を着実に整備していただきたいと、こういうふうに思います。

それから次に、名寄市の障害者福祉計画でございますけれども、御答弁いただきました基本調査ということでありすけれども、どのような人たちを対象にして行うのか、それからどのような方法で声を聞くのか、出された声をどのようにまとめていくのかお聞きしたいと思います。

○副議長(熊谷吉正議員) 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長(中西 薫君) 基本調査に当たりますのは、18歳未満を含めまして身体障害者1,461人、知的障害者264人、精神障害者91人、合計1,816人の方々アンケート方式によりまして協力をいただき、日常生活を営む上で家族構成や住宅環境を初めといたしまして就労や相談事等に関する事項などについて日ごろ思っていることを率直に御回答をいただき、資料を障害者別に集約して、分析作業につきましては名寄市立大学保健福祉学部にも御協力をいただいた上で基本調査をまとめていきたいと、こういうふうに考えております。その後保健医療福祉推進協議会及び障害者部会の場におきまして御審議をいただいた上で計画書を策定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長(熊谷吉正議員) 佐々木議員。

○6番(佐々木 寿議員) それでは、現在福祉サービスを受けている人の人数はどのぐらいか。

○副議長(熊谷吉正議員) 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長(中西 薫君) 今現在福祉サービスを御利用されている方々は、施設入所者が76人、それから療養介護利用者が1人、それからグループホームに入所されている方が21人、在宅サービス利用者が114人、合計212人の全体の11.7%の方々がサービスを御利用になっております。

○副議長(熊谷吉正議員) 佐々木議員。

○6番(佐々木 寿議員) 障害者の就労のあれなのですけれども、今下の方で食堂とか、働いているようなのですけれども、どのような事業所で

雇用されているのかちょっとお聞きしたいと思います。

○副議長（熊谷吉正議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 現在市内の事業所では、ハローワークが主に就労の相談業務を行っているところでございます。福祉関係の事業所といたしましては、市内では丘の上学園がパンの商品開発、販売、道北センター福祉会がマヨネーズ、ヨーグルト等の乳製品販売、名寄心と手をつなぐ育成会、陽だまりでございますけれども、リサイクル製品の販売ですとか、市役所食堂等で障害者を雇用し、社会参加にお力添えをいただいているところでございます。また、市といたしましても国が定める障害者の雇用の促進等に関する法律に基づきまして職員数48人の機関にあっては実質雇用率2.9となっておりまして、法定雇用率2.1を上回っている状況でございます。ちなみに、名寄公共職業安定所管轄の平成18年度の障害者の雇用状況でございますけれども、まず民間企業における雇用状況につきましては、障害者を1名以上雇用することが義務づけられております対象職員数が56人以上の企業でございますけれども、15の企業に47人の障害者が雇用されております。内訳といたしましては、身体障害者が33人、知的障害者が14人、実雇用率につきましては1.67というふうに発表されております。さらに、地方公共団体における雇用状況でございますけれども、対象労働者が48人以上の市町村と教育委員会等の機関でございますけれども、全部で9機関ございまして、障害者の雇用は37人雇用されております。このうち身体障害者が36人、知的障害者が1人、実雇用率は2.53となっております。

以上でございます。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐々木議員。

○6番（佐々木 寿議員） いずれにいたしましても、障害者を持つ家族の悩みは多くあると思っております。それで、さまざまな相談とか指導を

していくということが大切なのではないかと思っております。早くからこのようなことに取り組んでいる滋賀県とか愛知県とか長野県とか、そういう地域から専門知識を持ったスーパーバイザーに来てもらうということはどのような考えを持っていますか。

○副議長（熊谷吉正議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 研修の機会等々については、非常に大事なことというふうに思っております。現在スーパーバイザーの派遣を要請するようなことは考えておりませんが、必要であればそういう取り組みもしてまいりたいというふうに考えております。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐々木議員。

○6番（佐々木 寿議員） それで、障害者同士が仲間づくりをするというピアサポート事業計画、これについてはどのような考えを持っていますか。

○副議長（熊谷吉正議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 障害者の方々につきましては、地域における地域の支援事業というのを行っております。名寄市内におきましては西2条南6丁目でしたでしょうか、そこに事業所を置きまして皆さん方の集いの場等々も提供しているところでございます。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐々木議員。

○6番（佐々木 寿議員） このピアサポート事業は、情報交換の場でもありますし、お互いにあるようなこと、悩みを解決する場というものがあると思いますので、そういうことも含めて障害者が安心して暮らせる社会の実現に向かってやはり行政も力をかすべきではないかと、こういうふうに思います。

以上をもちまして私の質問を終了させていただきます。

○副議長（熊谷吉正議員） 以上で佐々木寿議員の質問を終わります。

13時まで休憩したいと思います。

休憩 午前11時52分

再開 午後 1時00分

○議長（小野寺一知識員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育行政について外2件を、渡辺正尚議員。

○14番（渡辺正尚議員） 議長から指名をいただきましたので、さきの通告順に従って質問をしてみたいです。

まず最初に、教育行政についてから伺います。当市は、北北海道の中核都市として言葉だけではなく近隣の市町村の見本となるようなまちづくりをしなければなりません。それには、大学を生かしたまちづくりも重要ですが、小中学校適正配置計画もかなり重要であると思います。昨年度より名寄市小中学校適正配置等検討委員会を設置し、協議を重ねているようですが、現在までの進捗状況と今後の予定についてお知らせいただくことと新聞報道では藤原教育長が30年、50年先を見越して子供たちのためにどういう学校配置が望ましいか考えてほしいとあいさつしたと記載されていましたが、教育委員会としての小中学校の将来展望はどのようなものなのかをお知らせください。

次に、教育長はこの地域の小中高の学校教育行政についてどのような考えなのでしょうか、お答えください。

次に、名寄市における高校再編と将来展望について伺います。過疎化と少子高齢化の影響はなかなか難しい問題ですが、しかしながらこの地域に住む住民や子供たちにとって高等学校が減少することは、当然ながら選択肢も少なくなりますし、小規模校ばかりになると専門の教師確保も難しいとお聞きしました。この地域に住む子供たちの教育環境の目線で名寄市が中心となって上川北部の高等学校検討協議会のようなものが設立できないか伺います。

次に、産業振興施策について伺います。産業振興といってもさまざまな施策があり、経済や建設の推進をすることによって当市の産業振興に結び

つけば理想的だと思いますので、以下4点について伺います。

1点目は、地産地消についてであります。名寄市の地産地消についての現状と今後の政策についてお知らせください。

2点目に、産業クラスター計画について伺います。昨年12月に設立した名寄アスパラのまちプロジェクトは、産、学、官連携のまさしく名寄第1番目の産業クラスターだと思いますが、今までの経緯と今後に向けての目標はどのようなものなのかをお知らせください。また、新しい産業クラスターが計画されているのかをお答えください。

3点目に、将来を見据えたインフラ整備について伺います。先週火曜日に3本ほど防じんの工事が発注されましたが、私は将来を見据えたインフラ整備はないと思います。もし将来を見据えたインフラ整備計画があればお知らせください。

4点目に、技術職員の意識改革について伺います。建設部にしても経済部にしても一部の人たちですが、旧態依然のおれらが業者に仕事をやっているのだという態度の職員がいると今でもお聞きします。その方は、何か勘違いしていると思いますが、現状についてお答えいただくことと今後は技術職員の意識改革についてどのようにされるおつもりなのかをお知らせください。

次に、医療行政について伺います。御案内のように自治体病院としては、経営形態は違いますが、名寄市立総合病院と名寄東病院があります。つい最近地元紙にも市立病院の赤字が書かれていましたが、平成18年度の両病院の経営状況についてお知らせください。

次に、昭和31年6月20日に精神科が設置されてからあと1週間で満51年になります。現在市立病院の精神科医師は2名ですが、以前のような3名体制になる見通しはあるのでしょうか。私は、精神科医師が3名になるとこの地域にいる患者さんの安心にもつながりますし、市立総合病院の経営安定に貢献できると思いますが、お考えが

あればお願いします。

次に、名寄市立総合病院の将来展望について伺います。昭和59年には地域センター病院の指定を受け、さらに平成10年には地方センター病院の指定を受け、市民にとっても近隣の住民にとっても安心のできる医療施設であります。しかし、近年の状況は4年連続の赤字経営ですので、何とか対策を講じなければなりません。将来展望と具体的な対策があればお知らせください。

これでこの場からの質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 大きな項目で3点にわたり御質問いただきました。

1点目については私から、2点目の（1）、（2）については経済部長から、（3）、（4）については建設水道部長から、大きな3点目については病院事務部長から御答弁となりますので、よろしくをお願いします。

初めに、名寄市小中学校適正配置等検討委員会についてお答えをいたします。平成18年8月に設置した名寄市小中学校適正配置等検討委員会では、適正配置計画策定の前提となる適正規模、適正配置の基本的な考え方についての検討を諮問し、本年2月に1点目の小中学校の適正規模に関し、名寄市街地区においては1学年50人から60人で12学級360人程度を望ましい規模とする報告、答申を受けました。また、この際適正配置に関しては、検討協議の素材として具体的な配置案の提示を求められましたので、30年から40年後の地域や小中学校の未来像を想定しながら、主として児童生徒の減少に対応する将来構想案と複数の再編配置素案をもって、去る5月28日に再開した検討委員会に適正配置の基本的な考え方と名寄市の今後の方向性について改めて諮問いたしました。小中学校の将来展望として、検討委員会に提出しました素案では、30年後には児童数が1,000人、生徒数が500人程度となるという将来推計をもとに、名寄市街地区においては小学

校、中学校ともに2校体制とし、2ないし3段階の再編プロセスで統合を進めることを想定しております。風連地区及び郊外小規模校については、小中一貫教育体制の推進を前提に存置校以外は現在の校舎を改築せず、各校の建築後40年を目安に統廃合を進め、風連地区、智恵文地区、各1校体制を想定しております。今後学校関係者や地域関係団体などとの意見交換も行いながら、検討協議を進め、年内を目標に小中学校の適正配置の基本的な考え方と具体的な配置計画も含めた今後の方向性について報告、答申をいただきたいと考えております。

次に、教育行政の考え方についてお答えをいたします。今日の学校教育を取り巻く環境は、少子化や核家族、都市化等により家庭や地域社会の教育力の低下が指摘されており、子供の健全な人間形成を図るためには家庭や学校、地域社会がそれぞれの役割を果たしながら連携し、生きる力を育てることが求められております。これからの小中学校においては、これまでの学社連携をさらに進め、学校教育と社会教育が一体となって子供たちの教育に取り組むという学社融合の理念に立った活動が今後ますます重要であり、取り組みを強化しなければならないと考えております。このような観点から、今後高校、大学などとも連携を強め、それぞれの教育機能を十分発揮する中で、開かれた学校づくりを推進するとともに、地域に根差したボランティア活動の促進を図る必要性についても認識をしているところであります。

次に、名寄市にとっての高校再編や将来展望についてお答えをいたします。平成20年から22年度の公立高等学校配置計画案につきましては、市長及び教育長に対し6月5日付の文書で正式に通知がありました。内容は、中学校卒業生数の減少や生徒の多様な個性、進路動向などに対応した学校学科の規模、配置等の適正化を図るので、具体的な当市との関連では風連高校の平成20年度募集停止と名寄農業高校と名寄光凌高校

の再編統合による産業キャンパス高校の新設というものであります。風連高校につきましては、これまで再三にわたり存続について道教委と話を続けてきただけに、募集停止案の提示はまことに残念であります。しかし、この原案を厳粛に受けとめ、中学校の進路指導に誤りのないよう対応していきたいと考えています。産業キャンパス高校の新設につきましては、長年名寄市が要請してきたものであり、全国的にも例を見ない夢と実のある新しいタイプの高校づくりを期待したいと考えております。今後7月には、地域別検討協議会が開催され、今回の配置計画案についての検討協議が行われますので、この場でこれまでの経緯を踏まえ、しっかりと道教委に意見を出し、将来の展望も確認しながら、中学校の進路指導に適切に対応していきたいと考えております。

なお、名寄市が中心となって独自の上川北部の高等学校検討協議会といったものが設立できないかという御質問については、以前にも議員からいただいております。しかしながら、各市町村の置かれている立場や状況に違いがあり、これまでの経緯を考え、道教委主催の現在の地域別検討協議会の場を活用して上川北学区内の高校のあり方についての協議、議論を重ねることが現実的であると考えております。

また、新しい産業キャンパス高校では地域と連携した農業の担い手育成や名寄市立大学との連携による充実した職業教育がしっかりと永続的に行われることを担保するため、関係機関による協議、支援の場を設けるよう道教委や新設高校に提案し、教育委員会からの立場からも積極的に参画してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 大きな項目2番目の1点目、地産地消についての考え方についてお尋ねをいただきました。私の方からのお答えになります。

平成18年度に名寄市農業・農村振興計画とあわせ地産地消推進計画も作成しておりまして、地域農畜産物の地域での消費拡大は農家経済の安定や農業の持続的安定と商業、工業、観光との連携による地域経済の活性化に寄与すると考えており、地産地消推進計画には取り組みの具体的な計画、取り組みの主体、取り組みの指標を掲げており、農業関係機関、団体はもとより学校給食など公共施設、飲食店、ホテル、食品加工業、消費者などと連携、協力し、名寄市地産地消推進協議会（仮称）でございますけれども、これを立ち上げ、取り組みの拡大を図ってまいります。地産地消の取り組みの現状につきましては、近年生産者の取り組みも活発化しており、主な取り組みといたしましては朝市、夕市を含めた直売店が10件、米の産直グループが3件、加工グループが3件、インターネットや産直が10件以上、また学校給食センターや名寄市公共施設のほとんどが時期的には米を初め野菜など地場産を活用していただいております。

なお、地産地消の具体的な政策につきましては、産地づくり対策のPR支援事業、グリーン・ツーリズムの推進事業、今年度創設させていただきました農業青年チャレンジ事業の活用や名寄産業まつり、風連ふるさとまつり、地産地消フェアなどのイベントに、さらには道の駅を活用した販売PRなどを通じ地産地消の運動を高めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

2点目の産業クラスター計画についてのお尋ねでございます。名寄アスパラのまちプロジェクトは、平成18年12月11日に生産者や市内加工業者など商工関係者、農業関係者、行政などで組織し、名寄産アスパラガスの付加価値を高めるため、切り下部分や規格外品の有効活用を通じて農、商、工における地域経済の活性化を図ることを目的に設立いたしましたところでございます。当プロジェクトは、平成16年6月北海道一のアスパラガス産地の確立を図るため、アスパラガスの減収要

因の分析、解析を進め、アスパラ増収プロジェクトを立ち上げ、関係者が一丸となり増収に向けた取り組みを進めてまいりました。その中で市が新たに進めてきたアスパラルネサンス事業の活用により、販売戦略チームが進めてきたアスパラガスの切り下を活用し、パウダー化することによる新商品の開発、機能性の活用など名寄産生食用グリーンアスパラガスの付加価値向上とブランド化を目指し取り組んでまいりました。今後における取り組みといたしましては、現在経済産業省へ企画提案中の地域資源活用型研究開発事業、これにつきましては一つ目にはアスパラガス粉末技術の研究、二つ目には切り下に含まれる機能性成分の分析や実験動物を用いた生理機能解析の実証、三つ目にはアスパラガス粉末を使用した加工食品開発を目的に市内加工業者、名寄市立大学、行政の産、学、官が連携のもと地場農産物の有効活用による自立した地域経済の活性化に寄与するものと考えているところでございます。目標といたしましては、研究、開発から実用化、事業化に向けた第2弾の取り組みにつきましては、現在具体的な動きはございませんが、今後農、商、工連携や地域の有志による新たな取り組みが起きることを期待しているところでございます。新しい産業クラスターなどの計画につきましては、農業サイドとしては特に計画してお知らせするものは現在はありません。

以上、お答え申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 私の方からは、大きな項目2番目のうち3点目のインフラ整備と4点目の技術職員の意識改革についてお尋ねをいただきましたので、お答えをさせていただきたいというふうに思います。

最初に、インフラ整備計画であります。インフラ整備計画、特に道路整備や乳剤散布の舗装が私どもも最終的なものとは考えておりません。しかし、名寄市内には約5.2キロメートルの防じん舗

装路線があります。これだけの延長を本舗装化するには、多額な費用が必要となります。昨日も道路整備計画についてはお答えをさせていただきました。基本的には、総合計画に沿って整備をさせていただきたいというふうに考えておりますが、財政的な課題もあることから、当面防じん路線を含めた緊急性等のある路線について本舗装化や現行道路の機能を保つための維持補修事業をあわせて行わせていただきたいというふうに考えているところであります。

二つ目の技術職員の意識改革についてであります。名寄市では、平成16年8月、旧名寄市の時代でありますけれども、接遇マナーのテキストを作成し、職員、臨時職員、嘱託職員に配付いたしました。このテキストを使用し、各職場で研修を行ってきたところであります。行政を進めていく上では、業者の方だけでなく各団体、グループ、市民一人一人に対し互いに理解を得ることが大切だというふうに考えております。各職場で市民と協働していくことの大切さと接遇のマナーの重要性をいま一度しっかりと意識し、行動できるよう研修等に取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。以上であります。

○議長（小野寺一知議員） 内海病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（内海博司君） 私からは、大きな項目3点目、医療行政につきまして3項目にわたり御質問いただきましたので、お答えをさせていただきたいと思います。

まず、第1点目、名寄市立総合病院と名寄東病院の経営状況についてでございます。病院におきます経営状況につきましては、さきの行政報告において18年度の運営概要として報告をさせていただいたところでありますが、改めて御説明申し上げます。まず最初に、名寄市立総合病院の経営状況につきましては、医業収益に大きくかわる患者数の実績を見ますと入院では一般科が2,692人増加しましたが、精神科では6,199人減少

して、差し引き3,507人の対前年度減となっております。一方、外来でも一般科は2,821人増加しましたが、精神科では1,686人減少して、差し引き1,135人の対前年度増となっています。患者数は、入院、外来いずれも一般科では増加傾向にございましたが、それ以上に精神科で患者数が減少する結果となっています。この結果、病院事業収益で6億4,989万円と前年度に比べて1億9,154万円の増加となりましたが、病院事業費用も前年度より6,745万円増加して、6億7,457万5千円となったため、差し引き2億6,586万円の単年度純損失となったところでございます。

次に、名寄東病院の経営状況について申し上げます。平成18年度の運営概要につきましては、取り扱い患者数で入院3万7,544人、対前年比105%、外来で8,595人、対前年比101%となり、入院、外来とも前年実績を上回りました。収支の概要につきましては、18年度は診療報酬の改定により収益の悪化が懸念されましたが、病院事業収益では5億8,589万円、病院事業費用では5億7,286万円となり、差し引き1,300万円の黒字決算となりました。また、日進月歩の医療機器環境のもとで18年度国の設備整備補助金、補助率2分の1でございしますが、を受け、CT機器など5点、約5,000万円を購入し、医療体制の充実を図ったところでもあります。今後とも経費の節減を図り、安心して暮らせる地域医療の確保に努めていきたいと考えております。

2番目に、精神科の医師確保の見通しはという御質問でございします。患者様や家族の皆様には御心配をおかけしていた精神科の診療体制につきましては、4月以降も固定医1名と旭川医大の長期出張医1名に短期出張医といたしまして旭川圭泉会病院からの医師により、これまでと変わらない診療体制で入院、外来業務を行っています。しかしながら、既に御承知のとおり地方における医師の不足は深刻な状況にありまして、現在の診療体制

が来年度も担保されるかという点も甚だ不透明であると言わざるを得ません。旭川以北稚内間の精神医療を守るため、医師の確保に向けてはこれまで以上に関係機関と連携をして努力をしてまいりますので、御理解くださいますようお願い申し上げます。

3点目の市立総合病院の将来展望はということでございますが、医師の都市部への偏在により地域医療に赤信号がともっていると言われております。これを解消するための医学部の地域枠などの施策も掲げられてはおりますけれども、効果を発揮するためにはまだ先になるというふうに思われます。したがって、当面は医療圏ごとに拠点病院を設けて機能と人材の集約化を図ることが避けられないと思われまします。このような観点から当院の将来を考えますと、医療の施設の集約化、周辺医療施設の縮小に伴い、地方センター病院として当院の役割が増加することが考えられます。現在重症患者を24時間集中管理するためのICU病床の新設、救急外来の増改築及び医師の環境整備のための医局改修などの整備を計画してございます。これらの計画は、すべてが収益に直結するものではありませんが、医療事故の防止あるいは周辺医療施設の機能低下に対する補完及び医師確保につながるものと考えてございます。いずれにいたしましても、地方センター病院としての機能を充実して、安心、安全な医療の提供を図ることこそ、当院の使命であると考えています。また、近年連続して純損失が生じておりますが、医業収支比率を見ますと平成16年度は93.21%、平成17年度も93.66%で推移をしてまいりましたけれども、平成18年度につきましては一般科での収益が増加したことにより95.24%の医業収支比率となっております。本年度につきましては、循環器内科医師1名と小児科医師3名がふえたことで医業収益の増収が見込め、医業収支比率はもう少し向上すると考えております。しかし、根本的には精神科病棟の診療体制がもとに戻ることを病院

事業の健全化につながる一因だというふうに考えてございますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 渡辺議員。

○14番（渡辺正尚議員） それでは、再質問をしてみたいです。

順序が逆になりますけれども、医療行政について伺います。精神科の医師確保については、広域連携で陳情活動を行った方がよいと思いますので、患者さんのいる家族と真剣に協議して、実現できるように行動するおつもりがあるのかをお知らせください。

○議長（小野寺一知議員） 内海病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（内海博司君） 先ほどもお答えをさせていただきましたけれども、患者さんあるいは御家族の皆さんの御心配は本当に大変なものだというふうに思っております。この部分に関しましては、家族会の方とも当然御相談をさせていただきながら、そういった方の力をかりながら実施をしていかなければならないだろうというふうに感じてございます。現実問題として、実際の対応というのは今のところとしてはいないのが現状でございますけれども、やはり名寄単独だけではなくて地域と一緒に考えていかなければならぬ問題だというふうに存じております。

○議長（小野寺一知議員） 渡辺議員。

○14番（渡辺正尚議員） 全くそのとおりだと思うのです。近隣にも精神患者の方がいて、その家族とも十分なお話し合いをして、広域連携で要望活動を行った方がいいと思っていますけれども、そういうような会をつくって、家族会と話すのも結構ですけれども、広域行政の取り組みというのも大事だと思いますので、ぜひそのようにお願いしたいと思います。

それと、もう一点は、予算審査や決算審査のときの会計が市立総合病院と東病院を別々にしていますが、最後は一緒にされています。双方の病院

は市立病院ですから、会計決算上は一緒にしなければいけないのは理解しますが、わかりづらいし、東病院は上川北部医師会に委託しています。今後は、追加資料のようなもので結構ですから、決算審査特別委員会ですとかのときに提出いただけないでしょうか、お答えください。

○議長（小野寺一知議員） 内海病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（内海博司君） 議員御指摘のとおり、本当にわかりづらい部分があるのかなというふうに私どもも承知をしております。今年度の決算委員会から東病院の経営状況をさらに明らかにするために資料としてバランスシート等を提示していきたいと考えてございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 渡辺議員。

○14番（渡辺正尚議員） ありがとうございます。本当に思うのですけれども、こんなことを言ったら失礼かもしれないですけれども、東病院は黒字が出ていると。市立病院は赤字が出ていると。それを隠すために一緒にしているみたいな感じを受けていたのですけれども、そんなことはないのだということでしたら、ぜひその追加資料のようなものを出していただきたいと思っております。

次にまいります。地産地消について伺います。私から言うまでもありませんが、地場の農産物を地元で消費することが地産地消であります。名寄は、自衛隊の駐屯地があり、数多くの隊員の方たちが生活しています。しかしながら、駐屯地内で消費している地場産品はごくわずかであります。入札ですから仕方ないのかもしれませんが、月別にどの程度消費しているのかを調査すべきであると思っておりますが、調査をした経緯があるのかないのかをお知らせください。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 今渡辺議員の方からお話ありました。ちょっとお話をさせていただきますが、昨年18年度でございますけれども、関係者と駐屯地の方に出向きまして、地元の農畜

産物を何とかひとつ消費してほしいと、使ってほしいというようなことでお話をしてきた経緯がございました。その中では、今お話ありましたように入札というハードルが一つあることと、それから安定した供給がどうもとれないのだということでございます。その中でしゅんの時期にぜひしゅんのものをでも結構ですので、使っていただけませんかというようなお話をさせていただいております。それで、しゅんのときに、いかばかりか数量は押さえていないのですが、使っていただいているというふうに私ども承知しております。したがって、できましたら今後どのぐらいの量を使われているのか等も含めて調査をしたいと思っておりますし、また継続して要請をしていきたいと思っております。これにつきましては、JAあるいは市場の方の関係者の方々の御協力もいただきながら、一緒に私どももお話をさせていただきたいなど、そんな考え方をしておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 渡辺議員。

○14番（渡辺正尚議員） 入札も3カ月に1遍とか、相場物ですから、そういうふうに何回かに分けてやっているようですから、前に会計隊の人に聞いたのですけれども、地場産品が出るときには大丈夫ですよというような話聞きました。ぜひ規格外品であろうが、おいしいので、それともう一点は、優秀な自衛隊OBの方が2名議員として加わったわけですから、その方たちに協力してもらって、規格外品でも加工すると商品価値は同じか、地元の新鮮なものだと安くておいしいと思っておりますので、交渉してもらおう考えがあるのかをお知らせください。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 今お話ありました。ぜひとも議員方の力もおかりしながら、地元のPRをさせていただきたいと思っておりますし、購買につながるようなことということでございますけれども、これはまた御相談をしなければわかりません

ものですから、地産地消という取り組みが大切だということでございますので、そんなことで今後また御相談をさせていただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 渡辺議員。

○14番（渡辺正尚議員） 先ほど私が規格外品でもと言ったのですけれども、それは相手が購入してくれるかしてくれないかという相談も必要だと思うので、そのときにはぜひ自衛隊のOBの方を連れて行って話していただけたらと思います。間違いなく地場産品というのはおいしいということはわかっています。だけれども、JAの方というのは規格外品を市場に出したら価格が下がるからだめだと言っているのですけれども、特別に、自衛隊は大量消費するところですから、それを使ってもらえるのであれば地産地消につながると思われますので、ぜひ自衛隊のOBの方の力もおかりして実現していただくようお願い申し上げます。

次にまいります。先ほど野間井部長がおっしゃった、先日もお聞きしたのですけれども、防じん処理52キロ、私の記憶では私が議員になったときは年間に5,500万円ほど防じん処理に使ったと思うのですけれども、それが今現在は年間どのぐらいになっているのでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 今現在は、1,500万円ほど減りまして4,000万円ベースでやらせていただいております。

○議長（小野寺一知議員） 渡辺議員。

○14番（渡辺正尚議員） それにしても4,000万円にしても8年ほどたっていますので、3億2,000万円ですよ。そのお金があれば本舗装を計画的に短くてもやっていけば、それが残っているということになるのですけれども、そういうお考えがあるのかないのか。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 数字的には、確かにそのようにはなりません。ただ、やっぱり住

民要望としては砂利道ではなくてということも含めて、自転車も多いということも含めて、少しでも安定した路面をとということが要望がありますので、維持補修も重ねながら防じんをそのまま実施させていただいています。きのうも申し上げましたけれども、新しい工法として廃材のアスファルトを使うという工法も今研究しておりますので、その辺を御理解お願いしたいというふうに考えます。

○議長（小野寺一知議員） 渡辺議員。

○14番（渡辺正尚議員） 納得はできないのですが、本当に地域住民の人が文句言うからまやかしたいな舗装をしていくというのは、防じん処理をしていくというのは、どうも腑に落ちないのですけれども、短くてもいいから計画的にどんどん進めていくべきだと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） そのとおりでありまして、実際の本舗装に係るお金というのは幅員だとか路盤構成等にもよりますけれども、メーター20万円から30万円、私の記憶の中ではそのぐらいかかるというふうに思っています。今の防じんですと、そんなにもかかりません。何千円単位で終わるといふふうに思っていますので、そういう意味ではここ10カ年は防じんの路線から本舗装化を考えていきたいというふうに、基本的な考えをそこに置いていますので、御理解をお願いしたいと思っています。

○議長（小野寺一知議員） 渡辺議員。

○14番（渡辺正尚議員） わかりました。

それはそれでいいのですけれども、計画的な舗装を進めるということはわかるのですけれども、10%を目標にしていると言いましたね。それはいいのですけれども、それは市民理解を得なければいけないものですから、こういう計画なのですよというものをぜひ市民の皆さんに伝えてほしいと思うのです。だから、それも情報公開の一部だ

と思いますので、それはお願いしておきます。

次に、教育長に伺います。教育長として名寄に来られてから何年になりますか。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 旧名寄市に12年10月1日から奉職させていただいております。

○議長（小野寺一知議員） 渡辺議員。

○14番（渡辺正尚議員） 住民票は、平成12年に移っているのですけれども、教育長の車は自分の名義ですか、ブルーバード。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 古くなっていますが、そのまま愛用しております、お話のとおりで。

○議長（小野寺一知議員） 渡辺議員。

○14番（渡辺正尚議員） ということは、札幌ナンバーですよ。コンプライアンスの意味を知っていますか。

○議長（小野寺一知議員） 渡辺議員、今の通告にないのではないかと思うのですが。

○14番（渡辺正尚議員） 教育長の考えを聞いているのだから。

○議長（小野寺一知議員） 教育行政にかかわった話なのでしょうか。

○14番（渡辺正尚議員） はい。

○議長（小野寺一知議員） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時44分

再開 午後 1時53分

○議長（小野寺一知議員） 再開をいたします。渡辺正尚議員。

○14番（渡辺正尚議員） 教育委員会のトップである教育長が法律遵守はしなければいけないと思います。教育の先頭に立って指導していかなければならない立場の人間が法律を破ってはいけないと思います。教育長は、御存じないかもしれませんが、道路運送車両法という法律があり、その第12条には、自動車の所有者は登録されている型式、車台番号、原動機の型式、所有者の氏名も

しくは名称もしくは住所または使用の本拠の位置に変更があったときは、その事由があった日から15日以内に国土交通大臣の行う変更登録の申請をしなければいけない。これは、昭和26年6月1日に制定された法律です。そこで、伺いますが、車検のときにはどうされていたのですか、お答えください。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 少しプライバシーにかかわるお話かなと思ったりもしているのですが、車検は通常どおり、ことしももうそろそろだめかなと考えましたが、愛車でありますので、5月に車検を通させていただきました。これは、私個人的な考えであります。こういう例は、昭和26年に制定ということだったようですが、現在もほかでも多く見られることから、ただいま御指摘の法令違反ということには認識がございませんでした。詳しいことは私もわかりませんので、そのことについては後ほどまた自分自身で調べてお話し申し上げたいと考えています。

○議長（小野寺一知議員） 渡辺議員。

○14番（渡辺正尚議員） ある市民から言われたのです、私。教育長は、札幌ナンバーの車に乗っていますよと。名寄から逃げるつもりしているのかなとかと言われたので、それで調べてみたらそういうことだったのです。早急に住所変更を求めておきます。

次に、中学生や高校生の勉強をする環境について伺います。ある高校生を持つ親に聞いたのですが、家では落ちついて勉強できないので、秋口から冬場にかけては文化センターに行って勉強していたが、時間が限られていたので、思ったような成果が上げられなかった。今後に向けては、図書館の開放とか大学の有効利用をさせてほしいとのことでした。図書館はともかく、大学であれば何とかなのではないでしょうか。受験生の親の切なる思いをかなえてあげるのも教育行政の役割だと思いますが、御見解をお知らせください。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） このことにつきまして、私たち教育委員会でもそのような声をお聞きしております。当初図書館に学習室を設けた趣旨もそういう趣旨でございまして、家庭でなかなかゆっくり勉強できない、あるいは学校にも居残りが難しいという、そういう子供たちのために図書館の一部を学習室として開放している。また、文化センターは9時までで終わります。夜間9時までではありますが、一角コーナーを開放して、そこで子供たちが学習する。そういう場所をつくってきているわけではありますが、いかんせん文化センターも開館時間が夜の9時までということで、その点は9時になったらお帰りいただくということでございます。ただいま渡辺議員の方から大学もということでしたが、大学は教育委員会の管轄ではございませんので、可能性についてはちょっとお答えできないと。

○議長（小野寺一知議員） 渡辺議員。

○14番（渡辺正尚議員） 大学とも相談して、大学なんかは先生たちが結構いますので、十分に勉強できる環境が整うと思いますので、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

先ほど言ったことなのですけれども、中にはそういうことをすると罰則規定もあるとかと、罰金を取られることもあると書いてありましたので、できるだけ早く名義変更していただくようお願いしておきます。

終わります。

○議長（小野寺一知議員） 以上で渡辺正尚議員の質問を終わります。

国保税の軽減について外3件を、川村幸栄議員。

○4番（川村幸栄議員） 通告順に従いまして、質問をさせていただきます。

まず最初に、国保税の軽減についてお聞きをいたしたいと思います。今トヨタ自動車を初め多くの大企業が最高の利益を上げるなど景気が回復し、かつてないほどの景気が続いていると言われてい

ますけれども、北海道、そしてこの名寄市ではほとんどその実感ができない状況にあります。ただ、共産党の前議員が何度か質問をして、この4月から実現いたしました住宅リフォーム助成制度ですけれども、地元マスコミでも取り上げられるなど反響が非常に大きく、この冷え込んでいる市内経済への活性化が大きく望めると思いますけれども、そうしたこの効果が出るにはもう少し時間がかかるとおられます。こうした状況の中で、定率減税の廃止等によって税負担がふえ、暮らしへの負担はますます重くなっています。そこで、今年度の住民税の実態についてお尋ねをしたいと思います。きのう我が家にも通知が届きました。覚悟はしておりましたけれども、実際手にしてみると去年との差の大きさに驚いています。昨年の住民税と今年度の住民税の負担の違いを平均的な年収により具体的な数字でお示しいただきたいと思います。

さらに、年金を受給している高齢のほとんどの方たちは、定率減税の廃止に加えて老年者控除廃止による課税額の経過措置2年目の負担増によって大增税になります。そして、国保税の負担増です。このことについては、前議員も質問させていただいていますけれども、言うまでもなく国民健康保険は憲法第25条の生存権を具体化したものであり、日本の誇るべき国民皆保険制度の土台であります。最大のポイントは、国民が安心して医療を受けられるようにすること、国保法第1条にはその目的を社会保障及び国民保健の向上に寄与することを明確にしていますけれども、本来の役割に逆行する事態が進んでいる状況もあります。そこで、今年度の国保税の実態について、この場合も具体的な数字で昨年との違いをお示しいただきたいと思います。また、所得の低い方たちのための軽減、減免措置についての現況をお尋ねしたいと思います。

二つ目には、子育て支援についてですが、特に乳幼児医療費助成制度についてお尋ねしたいと思います。平成19年第1回定例会においても我が

党の前議員により質問させていただいておりますけれども、重ねてお尋ねをしたいと思います。先ほど来申し上げておりますように、景気の回復はなかなか実感できない。こういう状況の中で子育てしている方たちや、またその親世代の方たちからもっと子育てしやすいまちにしたい、こういった声が多く寄せられています。先日厚生労働省の人口動態統計で一人の女性が生涯に産む子供の推定人数を示す合計特殊出生率が6年ぶりに上昇したと発表されました。きのうの質疑の中でも明らかにされていましたが、上昇した理由がはっきりしていない、こういう状況です。このようにまだまだ少子傾向が強い中、安心して子供を産み育てることのできる名寄市独自の子育て支援が必要ではないかと考えます。それが子育て中やこれから子育てをしようと考えている若い世代にとって大きな励みになるのではないのでしょうか。そこで、名寄市の乳幼児医療費助成制度を利用するに当たって内容をわかりやすく教えていただきたいと思います。あわせて乳幼児医療費助成制度の目的についてもお聞かせいただきたいと思います。

次に、名寄農業高校の存続についてお尋ねをいたします。先日道教委は、新たな高校教育に関する指針に基づく2008年から2010年度の公立高校配置計画案を公表いたしました。2009年には、名寄光凌高校と名寄農業高校が再編、統合されようとしています。名寄農業高校は、北海道の基幹産業である農業の担い手を育てている高校です。上川学区ばかりではなくて道北、道東の子弟が学び、また道外からの入学もあったと聞きます。優秀な農業者を数多く輩出されている高校であるわけです。食料自給率がカロリーベースで40%になっています。政府は50%を目指すとしていますけれども、この食料自給率を上げるためにも名寄農業高校は名寄市にとってはもちろん、北海道にとっても貴重な財産であると考えますが、名寄農業高校と名寄地域との連携事業などをお知

らせいただきたいと思ひます。

また、この間道教委が進めてきた高校配置計画に対して名寄市は道教委に対してどう対応されてきたのか、また主人公である学校や生徒の皆さんに対して、市民に対してどのように対応されてきたのかをお聞かせいただきたいと思ひます。

最後になります。新天文台の建設についてお聞きいたしたいと思ひます。星を見るには、国内屈指の条件のよさを誇るこの名寄市です。星や宇宙にさほど関心がなくても満天の星空を眺めていると遠い宇宙へのロマンがかき立てられます。そして、この名寄市には木原天文台があり、ここには北海道で唯一超新星の第一発見者である佐野さんがいらして、高く評価されているところだす。2010年3月完成を目指す新天文台の整備事業内容について説明をお願いしたいと思ひます。

この場での質問を終わります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木生活福祉部長。

○生活福祉部長（佐々木雅之君） それでは、川村議員の質問の大項目の1点目は私の方から、2点目は福祉事務所長から、3点目、4点目は教育部長からの答弁となりますので、よろしくお願ひいたします。

大項目の国保税の軽減につきまして3点の御質問がありましたので、答弁させていただきます。平成19年度の住民税につきましては、特別徴収分につきましては5月10日に、普通徴収分につきましては6月8日にそれぞれ納税通知書を送付いたしました。個人市民税の当初課税状況につきましては、納税義務者数1万3,739人、課税総額約12億4,740万円となっております。前年度に比較して納税義務者数では393人の減少となっておりますが、課税総額では約3億9,750万円、146%の増加となっております。また、納税者1人当たりの課税額につきましては約9万円となっており、平成18年度は約6万円でありましたので、金額にして3万円、150%の増加とな

っています。増価額3億9,750万円のうち、定率減税の廃止に伴う影響額は約5,700万円となっておりますが、増加の要因の多くは三位一体改革に伴う国から地方への税源移譲によるものであります。御案内のとおり今回の税制改正につきましては、住民税の所得割の税率が一律10%に比例税率化されたことに伴い、所得税と住民税とを合計した税率が税源移譲前と同じになるよう所得税の税率構造について見直しが行われ、人的控除後の差に対応した減額措置等も講じられる結果、税源移譲の前後で所得税と住民税を足した税負担額は変わらない仕組みとなっております。しかしながら、平成11年度から景気浮揚対策として実施されてまいりました定率減税が全廃されることや個人の収入が増減することにより、実質の税負担が変化しますので、御理解を賜りたいと思ひます。

住民税の具体的なモデルの関係につきましては、サラリーマン世帯とか年金世帯とか、ともに給与、年金収入がふえるに従って月額ベースの負担額が大きくなっております。広報にもモデル的なものは掲載してありますので、ここでは詳細を省かせていただきますが、夫婦、子供2人の場合で子供のうち1人が特定扶養親族に該当して700万円の給与収入がある方につきましては所得税が4万7,600円の減、住民税が6万5,200円の増となっています。これには、定率減税等の影響もありますので、このような形の数字となっております。詳細につきましては、広報等の資料出ておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

今年度の国保税の実態につきまして、議員御質問の年金世帯を想定した18年度の賦課税額及び税率改正をいただきました本年度の賦課税額についてお答えいたします。なお、計算の便宜上、資産割は含めないで計算をいたしましたので、よろしくお願ひいたします。年収150万円及び200万円未満で単身世帯と2人世帯の場合について計算をいたしました。150万円のひとり世帯では1

8年度が1万5,300円から1万5,000円に300円減額になります。150万円で2人世帯の場合は2万2,200円が同じ2万2,200円となります。200万円のひとり世帯につきましては7万1,400円が9万2,000円に、2万600円増額になります。200万円の2人世帯では6万7,600円に対しまして11万1,200円、4万3,600円の増になります。150万円の単身世帯で300万円に減額になったのは、均等割と平等割の税率を見直すことによる影響であります。200万円世帯の増加分については、公的年金控除額が税制改正により平成17年度で140万円から120万円に減額になりました。これらの激変緩和策として18年度では13万円、19年度では7万円、20年度はこれが消えますので、これらの影響によることと所得割の税率変更によるものであります。

国保税の軽減措置につきまして、国民健康保険税における軽減措置は所得に応じて適用される制度で、世帯の被保険者数と所得額で2割軽減、5割軽減及び7割軽減の3段階で適用されております。平成18年度の当初賦課では、軽減世帯総数3,279世帯、対象被保険者数5,478人で、総世帯数に占める軽減世帯は55.7%、総被保険者に占める割合は49.5%とどちらも過半数を超えるか、極めて近い数値になっています。また、軽減となりました税額は基礎賦課分で1億3,320万4,000円、介護納付金で634万1,330円、合わせて1億3,954万5,330円となっております。平成19年度の賦課については、現在賦課の基礎となる所得について最終の精査を行っており、今月下旬に賦課総額が計算される運びとなっており、まだ今年度の軽減対象となる世帯数、被保険者数については正確な数字は申し上げられませんが、ほぼ前年より微増するものと想定しています。これは、本年4月の随時賦課により計算した賦課調定表において軽減世帯数が約700世帯ほど増加しており、本算定もこのまま推移するも

のと考えているからであります。

以上、3点につきまして答弁させていただきました。

○議長（小野寺一知議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 私からは、大きな項目2点目の子育て支援について、助成制度の内容、目的についてを一括してお答えをさせていただきます。

現在乳幼児医療費助成制度の対象となります方は、出生届や転入届の手続の際に3歳未満児と3歳以上児で異なっております制度内容をチラシを用いまして保護者の方に説明をいたし、御理解をいただいているところでございます。また、実施しております乳幼児医療費助成制度につきましては、平成16年10月に北海道が医療給付制度の安定的な運営を図るために給付や負担のあり方など事業全体の見直しを図る観点から改正が行われ、3歳未満の乳幼児につきましては初診時の一部負担、就学前の幼児につきましては入院、通院とも対象年齢の拡大が行われましたけれども、原則1割を御負担いただくことになっております。市といたしましても北海道の医療給付制度に合わせ条例を改正を行いまして現在に至っております。また、近い将来健康保険の改正が見込まれる状況にございまして、国を初め道の動きを見きわめながら、制度の安定的な運営を図ってまいりたいと考えております。御質問のとおり、御家庭にとってお子様の医療費の負担は家計に少なからず影響を与えることとなりますけれども、就学前児童の医療費を含めましてこの制度を独自に上乘せすることにつきましては、この厳しい財政状況下では極めて困難なことと考えております。

なお、本年度からひまわり子育てプロジェクトに取り組み、総合的に子育ての支援をしてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 私からは、大きな項目の3点目、4点目についてお答えをいたします。

初めに、名寄農業高校の存続についての地域との連携についての御質問にお答えをいたします。先ほどの渡辺議員の質問にもお答えいたしましたけれども、6月5日付で正式に平成20年度から22年度の公立高等学校配置計画案の通知がございました。内容は、中学校卒業者数の減少や生徒の多様な個性、進路動向などに対応した学校、学科の規模、配置等の適正化を図るというもので、具体的な当市との関連では、名寄農業高校と名寄光凌高校の再編、統合による産業キャンパス高校の新設というものであります。名寄農業高校につきましては、旧上川第5学区の公立高校再編にかかわるさまざまな経緯や有識者、地域の学校関係者による旧名寄市の高校教育検討委員会の答申から、再編がやむを得ないとされる名寄市内の職業高校の将来像として基盤の整備された施設、特に名寄農業高校の実習圃場や食品加工施設などを活用して、名寄光凌高校とあわせ既存の職業学科を統合した総合型職業高校の新設を道教委に要請してきたものが実ったものであると考えてございます。農業後継者の育成を目指す名寄農業高校がその学習活動、指導過程の一環として名寄東小学校や名寄市立大学と連携した食にかかわる学習の実践、地域住民への花の苗や実習農産物の安価販売などでこれまで地域に貢献してきたことは周知の事実でございます。これらの活動は、学校が発進する情報として多くの市民が受けとめてきたものと思います。今後ともこれまでの名寄農業高校の地域への貢献度を強くアピールしながら、新設される産業キャンパス高校の中で地域としっかり連携して、農業の担い手育成の拠点としての役割を果たせる農業科が永続するよう、地域関係者とともに市民や関係機関への働きかけを続けてまいりたいと考えております。

次に、道教委に対する対応についてお答えをいたします。新設される産業キャンパス高校は、全

国的にも例を見ない新しいタイプの高校であると受けとめております。現代社会において農業は、電気機械、コンピューターの知識、技術が欠かせないものであり、また農業者でない者にとっても農業生産に関する知識や基礎技術は良好な生活環境を維持して生涯を全うするためには欠かせない密接不可分なものがあります。この双方の知識技術を相互乗り入れの形で学ぶことのできる施設と環境が整えられる体制が今回提示された産業キャンパス高校であると考えております。新設高校の科目や学習内容、指導体制などについては、現在名寄農業高校と名寄光凌高校の間でカリキュラム編成や指導体制の整備などについて具体的な検討が行われていると聞いております。名寄市としましては、旧名寄市の高校教育検討委員会の平成17年3月答申を受けて以来、その趣旨を道教委に粘り強く訴え、総合的な職業高校の実現を要請してまいりました。今回の産業キャンパス高校の新設案は、これに沿ったものであると受けとめておりますが、なお農業の担い手の拠点としての機能をしっかりと保つよう道教委や関係方面へ働きかけを強めてまいりたいと考えております。

大きな項目の4点目、天文台の建設についてお答えをいたします。天文台の整備につきましては、旧名寄市の時代から市立木原天文台の改修、改築など整備を進めるよう多くの方々から御意見をいただいております。こうした市民の皆さんの要望を受け、国、道及び北海道大学の関連施設としてなど市民レベルの運動を含め、建設誘致に向けて各関係機関に強く働きかけをしておりましたが、大変厳しく、明るい動きが得られませんでした。一方、平成18年3月には新名寄市が誕生し、市政運営における最上位計画である総合計画の策定に当たり、新天文台建設が強く熱望されていることから、本計画の前期事業に位置づけされ、具現化に動き始めているところであります。新天文台整備について相互協力協定を締結している北海道大学とは、担当者同士で情報交換をしておりました。

たが、市単独での天文台建設事業の取り組みは困難なことから、国内でも例のない大学と自治体との連携による天文台建設の協議がされてまいりました。こうした経過の中で平成21年度の完成を目指して、躯体工事は市、望遠鏡等の研究設備は大学が用意することとし、北海道大学では文部科学省と予算要求の協議を進めているところでございます。建設に係る総事業費は約10億円強と考えておりますが、市が担当する躯体工事費は総務省が窓口となっている合併特例債を予定すべく取り組みをしておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○4番（川村幸栄議員） ありがとうございます。

先にちょっとお答えいただければと思うのですが、住宅リフォーム助成制度の業者さんの届け出数、また申請件数、事業費等々わかればお答えいただければと思いますが。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員、ただいまの質問は通告にないのですが、よろしいでしょうか。

川村議員。

○4番（川村幸栄議員） これお答えいただければというふうに思ったのですが、今マスコミでも大きく取り上げられて、財政困難な中でこの事業が取り組まれたということで、市民にとって本当に歓迎される有効な施策であったというふうに確信しています。こういう方針、方向性を見ながら、次の例えば国保税の軽減、また乳幼児医療費制度の無料化に向けてそういった思いで取り組んでいただければという思いでちょっとお尋ねをさせていただいたところです。

次に入ります。先ほど軽減と減免措置についての質問をさせていただいたのですが、減免措置のところについて御説明がなかったかなというふうに思いますので、お願いします。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木生活福祉部長。

○生活福祉部長（佐々木雅之君） 軽減措置の関係について御質問ありまして、軽減措置の関係についてお答えさせていただいたのですが。

（何事か呼ぶ者あり）

○生活福祉部長（佐々木雅之君） 質問の（3）で御質問あったのは、国保税の軽減措置の状況についてということで質問されておりましたので、それに対して2割、5割、7割の軽減がありまして、対象世帯数についてお答えさせていただきまして、19年度の状況についてはこれから賦課されますので、次の機会にまた決定の内容についてお答えしたいと思っておりました。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○4番（川村幸栄議員） 済みません。ちょっとふなれで、突然質問したりして申しわけありません。

軽減と減免措置についてお聞かせいただければというふうに思ったのですが、軽減措置については先ほど御説明ありましたように半分以上の方たちがここに該当しているという御説明でした。このほかに減免申請もあるわけですが、減免の中で所得が低くなったときに前年度の所得がもとになる中で計算されるわけなのですけれども、正規職員というか、社員から急にパートに、アルバイトにというふうになったときに非常に収入が減るわけです。こういったところにもぜひ減免措置、申請が受けられるような、そういった配慮をしていただきたいなというのが一つなのですが、そのところについてお聞かせいただければと思います。

○議長（小野寺一知議員） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時29分

再開 午後 2時35分

○議長（小野寺一知議員） 再開いたします。

佐々木生活福祉部長。

○生活福祉部長（佐々木雅之君） 聞き取りのときには軽減状況のお答えにつきましてということ

でしたので、先ほどああいうふうにお答えさせていただきましたが、減免の関係につきましては国保条例の中で減免規定を設けておきまして、今の議員の質問ですと所得の少ない人方に対するさらなる減免はできないのかというふうな質問と理解しましたので、実は議員も御存じのとおりことしの3月の議会で国保会計の全体的な制度維持のためと安定的な国保財政の運営のために国保の基金に過大に依存しないことと、それから応能応益割の部分につきましてもの軽減措置を継続できるようにということで、税率改正を今回させていただきました。それにつきまして今現在試算している数字で約1億4,000万円ぐらい全体的な国保税の税率改正に伴う影響額と試算していたものが今現在の仮の集計の段階なのですが、1億2,000万円程度にとどまっていると。試算よりも若干2,000万円ぐらい落ち込んでいるような状況ですので、現時点では国保の減免規定の関係につきましては現行の持っている条例の範囲内で対応させていただこうと思っていますので、個々具体の例につきましても直接担当の方と改めてまた相談させてもらおうと思っていますけれども、新たな減免を拡大したいというところまでは今の国保財政全体の状況では難しいというふうに判断しておりますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○4番（川村幸栄議員） 大変申しわけありません。

あと、短期保険証の発行状況と納入状況もわかれば教えていただきたいなと思うのです。というのは、今住民税がふえ、国保税が少しずつ上がってきている中で、本当に国保税払えない人がふえているのではないかと思うものですから、このところを教えていただければと思います。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木生活福祉部長。

○生活福祉部長（佐々木雅之君） 短期証の発行の関係につきましては、19年度はまだこれからですので、前年度の18年度の短期証の発行の状

況について申し上げます。

世帯数は219世帯、被保険者数で429人となっております。短期保険証の適用につきましては、毎年9月の保険証の通常更新において納税状況等勘案し、国民健康保険税の滞納措置要綱によりまして適用しております。本年度の適用につきましては、9月までの納税状況を確認しまして、また世帯による面談を行いまして納税相談を中を確認をし、適正に執行してまいろうと思っています。それで、短期証のほかに資格証の発行という制度もあるのですが、名寄市は資格証は発行しておりませんので、短期証だけでやっております。できるだけ納税担当による面談によりまして御本人と了解をとりながら、分納制度なんかを活用いたしましてやっております。それから、先ほども述べましたように税率改正に伴う負担増は年収額に対しまして一定の負担をお願いしているもので、負担増については理解できますが、被保険者及び世帯当たりの国保税が今回のシミュレーションでいきますと18年度までは全道32とか34とかとほとんど全道市の下位だったのです。今回のお願ひしました税制改正のシミュレーションでいきますと26位ぐらいということで、世帯当たり、被保険者当たり、1人当たりの負担額で比較させていただきますと全道中の下ぐらいかなと思っています。国民健康保険事業につきましては相互扶助、共済の精神にのっとりました保険給付を行う社会保険制度であるということの御理解も含めて、安定的な運営と制度維持のために必要な御負担をいただいているということで御理解を賜りたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○4番（川村幸栄議員） 今短期保険証、平成18年度の219という報告がありましたけれども、ちょっと私の方で調べました。2007年、ことしの1月1日で270に短期保険証が発行されています。ですから、ふえているという状況です。今回またこういった今負担増がふえている中で、

まだまだ短期保険証の発行がふえるのではないかと
いうふうに考えますが、どのように推測されて
いるか聞かせていただければと思います。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木生活福祉部長。

○生活福祉部長（佐々木雅之君） 短期保険証の
発行につきましては、納税状況とリンクしてくる
ものですから、議員おっしゃるとおり景気が低迷
して、全国的には都市部を中心に雇用が拡大傾向
にはあるのですが、いかんせん北海道地域、特に
名寄地域において目まぐるしく雇用状況が改善さ
れたとか所得環境が収入がふえたという状況には
ないと思いますので、傾向としては恐らくふえる
傾向にあるのではないかと考えています。ただ、
あくまでも保険制度でありますので、納税相談の
中でかなり生活に配慮した分納も納税担当がやっ
ておりますので、その中で少なくとも多少時間か
かかって納税負担という形でお願いしようとい
うふうに考えております。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○4番（川村幸栄議員） ありがとうございます。

第4次の名寄市総合計画の中で、1998年か
ら2007年度までの第4次総合計画なのですが、
この中で国民健康保険の健全な運営のためには国
の負担の拡充、財政健全化のため保険税の適正な
負担と収納率の向上に努め、制度の改善と国庫負
担の拡充、強化を関係機関に要請しますと、この
ようにあります。ですから、国保財政健全化のた
めに本当に大変に御苦労されているというのは十
分承知しておりますが、国民健康保険、社会保険
制度だということらをまた再度私も含めて確認し
て、払いたくても高くても払うことのできないとい
うような国保税でない、ぜひそういうふうにして
いただきたいと思います。そして、地方自治法に
もありますように、住民の福祉の増進を図ることを
基本としてと、地域における行政を行うという
ふうにあります。ですから、こういった意味も含め
て払いたくても高くても払うことのできない国保
税ではない、そういったことをぜひ検討していた

だきたい。この部分で、ぜひ市長のお考えをお聞
きできればというふうに思いますが。

○議長（小野寺一知議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 御案内のように国保制
度は、他の社会保険等に入れない方が国保の被保
険者として入っておりますので、非常に財政的に
負担する能力がきつい、厳しい環境の方が多いと、
こういうふうには押さえております。今私も市長
会に属しておりますので、北海道市長会、全国市
長会では国保財政の健全化ということも含めてい
ろいろな国に対する要請行動を行っているわけ
ですが、御案内のように来年の4月から後期高齢者、
75歳以上の国保事業については北海道、都道府
県が単位になって、総体的な受け皿ということに
なりました。現在制度を構築中ということであり
ますけれども、このことが全道プール化されま
すと、名寄の場合にはシミュレーションで必ずしも
税の負担が軽くなるというような様子はないか
と思いますけれども、しかし小規模自治体にと
って大きな高額な医療費を要する高齢者が出た
とき等は安定的な財政運営ができると、この
うなことでございます。これまでも名寄市は、
国保のそうした財政のことも含めて市民の皆
さんに健康づくりということで、市民の皆
さんの意識をまずは自分の体は自分で健康
を守るというような取り組み、さらには予
防体制等も含めて取り組みをしております。
医療費は、目的税ということで国保税を預
かっておりますから、これらの健康づくりが
地道でありますけれども、対応できること
で国保の負担も連動して少なくて済むと、
こういうふうには押さえておりますので、
御理解を賜りたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○4番（川村幸栄議員） ありがとうございます。

今自己責任の部分も含めて市民の意識を
といたけれども、やっぱり国民健康保険は
社会保障制度だということら辺を改めて
お願い申し上げまして、次の質問にい
きたいと思っております。

乳幼児医療費助成制度についてなのですけれども、この制度は言うまでもなく子供の命に直結するものでありますし、また子育て世代の経済的負担を軽減する、こういった意味でも大変大事な制度になっています。全国的にも運動が広がっているところですし、また早いところでは1973年から千葉県館山市では小学校入学前まで無料という制度もつくられて、現在も維持しているというふうに聞いています。また、岡山県の、これは町なのですけれども、奈義町では、合併せずに自立を選んだ町なのですけれども、財政が困難でも子育て支援で町を活性化させようという、そういう立場で取り組みが行われています。子供の医療費を通院、入院とも小学校卒業まで拡大している。そして、中学生は入院費が無料、またさらに高校入学時には1人当たり5万円の就学支援もしているということで、町長さんの立場は大型事業は抑えて町民生活に結びついた事業を重視したいと。子供は宝であり、財政の見直しも立てて、少しでも子育て支援に役立つならば、こういう考えが進められているようです。名寄市での今の国保税も含めてですが、社会保障費の全体の予算の中での割合について教えていただければと思います。

○議長（小野寺一知議員） 若干休憩します。

休憩 午後 2時48分

再開 午後 2時48分

○議長（小野寺一知議員） 再開いたします。

中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） お待たせして申しわけございませんでした。今ちょっと計算しましたところ、19.35%というふうにいただいております。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○4番（川村幸栄議員） ありがとうございます。

北海道の北斗市の例をちょっと御紹介させていただきたいと思いますが、ここでは子育て支援ということの充実で近隣から子育て世代の転入がふ

えてきているというふうに聞いています。ここは、中学校、義務教育です、卒業するまで医療費が無料になっています。それで、転入されている世代なのですけれども、20代が転入者の中で1番、30代が2番目、3番目が子供たち、ゼロ歳から9歳ということ、子育て世代がどんどん転入されてきているということです。ここの今言われた社会補償費の割合24%になっているということです。やっぱりまちのどこに焦点を置いて取り組むかというところら辺がここにあらわれているのではないかというふうに私は考えています。ぜひ子供たちの命にかかわる、またそして子育て世代を応援する、きのうの話では高齢者率が2.5.何がしというふうに言われていましたけれども、やっぱり他市町村から見ると名寄は若い世代が多いというふうに私は思います。そういった方たちを応援するためにも子供の医療費無料化、ぜひ取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。御意見をお願いします。

○議長（小野寺一知議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 今の北斗市の状況につきましては、函館市のベッドタウンということで若い方々がそちらの方にお住まいになる状況というのはあるのかなというふうに思っております。議員御質問にございますけれども、私どもといたしましては子育ての支援につきましては医療も含めたいろんな形の政策があるというふうに思っております。基本的にこの場合につきましては、北海道と、それと連動する市町村の役割を考えておまして、市が独自に制度に上乘せする部分については先ほども答弁申し上げましたように難しいというふうに考えております。平成16年10月に実は就学前までこの制度を拡大したわけですけれども、市としても費用の2分の1を負担しておまして、全体的な財源の振り分けとしては拡大しているという状況にあるというふうに考えております。子育ての支援に関する部分で、少子化が実はちょっと回復するとした状況もあるの

ですけれども、結婚ですとか出産に対する女性の生き方、それから価値観の変化、加えて家庭における男女の役割、さらには出産後の社会復帰に対する障害とか出産、育児、教育に関する経済的負担など多くの要因が考えられるというふうに思っております。医療費助成制度ばかりではなくてほかの対策も講じながら、総合的に進めていくということが求められているというふうに思っております。そのことが先ほど申しましたひまわり子育てプロジェクトというものの中で総合的に取り組みたいというふうに考えているところでございます。さらに、来年からでございますけれども、妊婦の一般の健康診査の公費の負担のあり方について、現在2回程度支援をしているところですが、回数増についても何とかできないかということで取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○4番（川村幸栄議員） エンゼルプランの出されている名寄市の中で、アンケートに答えている皆さんの中でやっぱり子育てに係る経済的な負担が大きいというのが一番大きな要望だと思っております。そういった意味からもやっぱり私も子育てを経験した中で、給料日前に熱を出されたらもう冷や汗が出るというか、そういうようなことも何度か経験していますが、そういったことのないように安心して子育てできる、そういった状況をつくってあげられる、それが本当に必要ではないかというふうに思っています。

時間がないので、次にいかせていただきたいと思っております。3番目の名寄農業高校の存続についてなのですけれども、今お話がありましたけれども、産業キャンパス型ということですが、音威子府の高校のことですけれども、ここは村営ということですが、しかし地域に根差して地域の皆さんとともに作り上げているという、そして札幌の

北海道東海大学との高大連携事業にも積極的に取り組んでいる。教育の活性化と生徒の学習意欲の向上を図っているというふうに言っています。小さくても特色ある、そして専門性の高い学校づくりに取り組んでいるというふうに言われています。ここに私たちも大いに学ぶところがあるのではないかとこのように思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 今御質問のありました音威子府高校の例を出されて質問されたわけですが、当市におきましても名寄農業高校の特殊性、そういったものも地域にいろいろPRしながら存続の道を探ってきたわけですが、その中で地域の特色ある学校の運営といいますか、存続といいますか、そういった部分の中で名寄市として名寄農業高校の実習圃場だとか食品加工施設、そういった特色のある設備、そして名寄光凌高校の機械的な部分、そういったものをあわせたキャンパス高校がどうなのかということで提言してきたということでもあります。そうした提言が産業キャンパス型の高校ということで、このたびの通知の中で出てきましたし、全道的にもそういうふうな形のものが出てきている。地域キャンパスという言葉も出てきますので、そうした名寄型の提言が今回受け入れられたということで御理解いただければと思います。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○4番（川村幸栄議員） 生徒や父母の方たちの間から名寄光凌高校、統合されたばかりなのにまたかと、本当にこれからどうなってしまうのかという不安の声も大きく聞かれています。こういった方たちに対してどのように対処される予定でしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 先ほどの答弁の中でも少し触れさせていただいたのでございますが、名寄市としましては、旧名寄市に当たりますが、平

成15年、それから平成16年と2年にかけてまして名寄市内の高校の将来像について市民各位から御検討をいただいたところでございます。その中で平成17年3月に今の名寄農業高校と名寄光凌高校の将来にかかわる答申をいただき、その直前とその後にかけてまして名寄光凌高校、それから名寄農業高校それぞれ学校を訪問し、教職員の皆様、それから光凌高校におきましては同窓会、PTAの皆さんともいろいろ懇談を重ねてきたところでございます。そのほかにもさまざまな機会をとらえてキャンパス型高校の存在そのものこれから目指す姿について御理解をいただくように進めてきたところであります。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○4番（川村幸栄議員） 検討会等で皆さんの御意見を伺い、また説明もしているというふうなことでしたけれども、先ほど言ったようにそういった不安の声も多く聞かれているということもぜひ押さえていただきたい。私個人としては、ぜひ農業の担い手育成の名寄農業高校、やっぱり歴史あるこの名寄農業高校を専門性の高い高校として存続していただきたいというふうに考えています。学区の指定の減少にこだわらずに全道的な視野で、またぜひそこら辺も酌んでいただければなというふうに思います。

最後の新天文台の建設についてなのですが、ほかに例を見ないということで北大、大学と自治体との連携というふうに言われていました。聞くところによりますと、1.4メートルのレンズでの観測だというふうに言われていますが、本当に想像もつかないぐらいの壮大な天体観測になるのだなというふうに期待もしているところです。今名寄大学に入学されてきている学生さんたちの中では、名寄のしばれを実感したいとか、雪を雪国の中で勉強したい、そんな思いも含めて名寄大学を選んだという学生さんたちも結構いらっしゃるというふうに聞いていますし、私もつい最近卒業していますので、そういった皆さんとの交流も

深める中でこういった意見もたくさんありました。これからは、天文台も加えてぜひ名寄で、こういった世界に誇る天文台のある名寄で勉強してほしいと、そんなふうな働きかけも必要かなというふうに思っています。ですから、全国的な規模であり、また世界的な規模で活躍が期待できる天文台になるのではないかなというふうに期待しています。そういう意味で、建設費用が10億円強になるだろうと言われていますが、北大の方からも予算要求をされているというふうに聞いていますけれども、ぜひ文科省なり財務省などへの積極的な働きかけをしていただいて、これから維持費の問題もありますし、大変な負担になってくるかなというふうに思います。ですから、そこら辺のところを強く要請していただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 先ほどお答えしたとおり、躯体工事については市、それから望遠鏡等の研究設備については大学ということで、北海道大学では望遠鏡等の整備ということで今文部科学省と予算協議といたしますか、しておりまして、その後財務省との協議ということになるかと思います。その中で望遠鏡等の研究設備については、望遠鏡そのものについては3億円から4億円というふうに聞いていますけれども、これについてもまだ協議中ということでわかりません。そして、その後5年間の研究ということも含めて、約5億円程度の予算要求をしていきたいというふうに聞いております。そういった部分の中では、名寄市の部分の中では7億円ぐらいになるのか、ちょっと総事業費がまだ明確になっておりませんので、その辺わかりませんが、そういった部分で研究設備の部分については北大の方でお願いをするということになります。あと、維持管理の部分につきましては、これから具体的に実施設計に入ってくるということで、概要についてまだはっきりしませんが、それぞれ例えば北国博物館だとか、

あるいは文化センターだとか、そういったいろんな設備がございます。そういった部分の施設と対比した場合、維持管理大体1,000万円とか、そのぐらいになるかなというふうに思いますけれども、これはまだ実施設計がはっきりしないと出てきません。光熱水費だとかボイラーの委託契約だとか、そういうのも出てきますので、それらについても十分に北大側と協議をしていきたいなというふうに思っています。

副議長 熊谷吉正

署名議員 川村幸栄

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○4番（川村幸栄議員） 先ほど合併特例債も利用しながらということでしたけれども、これは返さなければならぬお金ですので、ぜひ強く文科省、財務省に働きかけていただいて名寄市の負担にならないような、そんな働きかけをしていただければなというふうに思います。そのことをお願いして質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

署名議員 田中之繁

○議長（小野寺一知議員） 以上で川村幸栄議員の質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、あすの開会時間は13時からとなりますので、よろしくお願いいたします。

本日はこれをもちまして散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 3時02分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議長 小野寺 一 知